

第十九回国会 衆議院 厚生委員会公聴会議録第一号

昭和二十九年四月九日(金曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長代理 理事青柳 一郎君

理事中川源一郎君 理事松永 佛骨君

理事古屋 菊男君 理事長谷川 保君

助川 良平君 田子 一民君

降旗 徳弥君 山口六郎次君

亘 四郎君 滝井 義高君

萩元たけ子君 杉山元治郎君

山口シヅエ君

出席政府委員

厚生事務官 久下 勝次君

(保険局長)

出席公述人

早稲田大学教授 末高 信君

全日本海員組 和田 春生君

合組組長 清水 支君

社会保険診療報 渡多野 則三郎君

酬基金理事長 富土紡績株式 会社労働部長

全日本造船労働組 小西 昌二君

合中央執行委員 近藤 文二君

大阪市立大学教授 今井 一男君

非現業共済組合 連合会理事長

委員外の出席者

専門員 川井 章知君

専門員 引地亮太郎君

本日の公聴会で意見を聞いた事件

厚生年金保険法の全面的改正について

○青柳委員長代理 これより厚生委員会

会厚生年金保険法案に関する公聴会を

開会いたします。

この際公述人の皆様方に一言ごあいさつ申し上げます。本日は御多用中にもかかわらず、当公聴会に公述人として進んで御出席くださいましたことにつきまして、委員一同を代表いたしまして厚くお礼を申し上げます。次第であります。申すまでもなく社会保障の問題は、当委員会としていたしまして最も重要な問題でありまして、現在多種多様な社会保障行政について、各方面から社会保障の統一問題、保険経済の再検討等が叫ばれておりますが、その一段階として、お手元に差し上げましたような厚生年金法の全面改正案が政府から提出せられることと相なつた次第であります。このような全面的な改正は、国民に大なる影響を与えるものと考へまして、当委員会も特に審査に慎重を期しているわけでありまして、加へますに、かかる重要法案につきましても、広く国民の輿論を反映せしめるとともに、これらの問題に携わつておられる方々、研究されておられる方々の御意見を拝聴いたし、審査に万全を期すべきであるとの委員会の意思によりまして、本日公聴会を開き、公述人の皆さん方に御足労願つた次第であります。公述人におかれましては、本問題についてあらゆる角度から忌憚のない御意見を御発表くださるようお願いいたします。ただ時間の都合上、公述の時間はお一人二十分以内をいたしますが、公述のあとに委員諸君から質疑があると思ひますから、その際も忌憚なくお答え願ひたいと存じます。

なお念のため申し上げますが、衆議院規則の定めるところによりまして、公述人の方々が発言なさいます際は、委員長長の許可を得なければなりませんし、発言の内容につきましては、意見を聞こうとする問題の範囲を越えてはならないことに相なつております。また委員は公述人の方々に質疑をすることができまが、公述人の方々は委員に質疑をすることはできません。以上お含みおきをお願いいたします。次に公述人の皆様方が御発言の際は、便宜上、壁頭に職業または所属団体名並びに御氏名をお述べいただきたいと存じます。

なお発言の順位は、かつてながら委員長にきめさせていただきます。それではまず末高公述人に御発言をお願いいたします。

○末高公述人 私、早稲田大学教授の末高信であります。ただいま当衆議院におきまして審議せられております厚生年金保険法改正案は、政府の責任において提案せられておりますいわゆる政府案であることは、私が申し上げるまでもないところでありますが、この政府案は、すでに社会保障審議会及び社会保障制度審議会の審議を経たものであることも、今さら申し上げるまでもないことであります。ところが右の審議会のうち、前者すなわち社会保障審議会におきましては、私会長の地位にありまが、また後者すなわち社会保障制度

審議会におきましても、委員の地位にあるものであります。そしてこの二つの審議会は、この問題について慎重に審議をいたしまして、すでにその結果を厚生大臣あるいは内閣総理大臣に答申申し上げている次第でございます。そしてその答申の内容はすでに皆様熟知しておられるところであります。従つて私を本日この公聴会において公述人として御選定になりました理由を、私みずから言いたくいたしません。審議会の会長や委員というような資格に

おいては、一人の自由人として、あるいは研究者として、思うところを述べよとのことであらうと推察いたしましたのであります。そこでただいまこれから述べようといひます私の意見は、右の審議会の公式の意見とは異なるものであることを、あらかじめ御了承願ひたいと思ふのであります。

さて、わが国の社会保障制度は、昭和二年から大體進められて来たと思ふのであります。かれこれ三十年の歳月を経過いたしております。ところがいづれの制度もまだ十分満足すべきものにはなつていないのであります。しかしながら健康保険であるとか、あるいは失業保険であるとか、労災保険のような短期給付をいたしますものにつきましては、ほぼ一応の形が整つておりまして、世界水準に照して見てもあまり見劣りしないものであると考えられます。ところがこの厚生年金保険という、老齢やあるいは廢疾や、ある

いは遺族の生活を保障し、長期の給付を必要とするところのこの保険部門は、その成立が非常に遅れたばかりでなく、いまだに勤労者の生活の保障を確保するという社会保障制度本来の機能を果しておらないと考えられます。なぜこのようにこの厚生年金保険制度が、ただいままでその本来の機能を果すことができなかったかと申しまするのに、第一にはこの保険制度の成立の由来にあると思ひます。すなわちこの制度は昭和十六年に制定されたものでございまして、当時の戦時体制のもとにあつては、労働者の勤労意欲を高めるために老後の生活保障を行うことが必要であり、また他方当時上昇を見ましたところの賃金の一部分を強制貯蓄にかつて封鎖し、インフレを防止し、さらにまた生産拡充のためにその資金を利用するというような必要があつたのであります。かくてこの保険が本来強制貯蓄の方法として実施せられたために、資格期間を二十年という

ような長きに規定するとともに、個人的貯蓄の色彩の濃厚であるところの脱退手当というやうな、厚生年金本来の目的から申しますと、まことにふしぎな制度が附加せられたのであります。すなわち純粹に勤労者のための生活保障として生れたものではなくて、戦時立法として、生産拡充という動機で生れたことが、この保険をして今日までの、勤労者の生活保障としてわれわれの納得の行くものにならなかつたこと

るの根本的理由があると思ひます。

さらにこの厚生年金保険が本来の機能を十分果たし得なかつた第二の理由といたしましては、それは戦後に与えられたところの暫定措置でありました。すなわち戦後の困難な経済のもとに、企業も労働者も保険料の負担能力を失つたという理由によりまして、その保険料率を約三分の一に引下げ、その保険料を負担するところの標準報酬をも八千円にくぎづけすることにしたのであります。そこで労使双方の保険料負担が軽減せられたのであります。それがともに老齢年金を一律に年額千二百円、すなわち月額にいたしまして、わず

か百円に抑へることになつたのであります。このことは一面におきまして保険料負担を軽減はいたしました。が、他面におきましてこの厚生年金保険をまつたくだ保険料を吸い上げるだけの悪い制度であるとの感を国民に抱かしめまして、国民はまつたこれに無関心になつたというわけでございます。

第三に、厚生年金保険の改正に関する基本的方針について申し上げてみたいと思ひます。そこで、一時休戦の状態にありました老齢年金につきましても、最近その受給権者が発生したという機会を以てしまして、政府がその全面的、根本的改正に乗り出しましたことは、まさに機宜を得たことであつて、私は双手をあげて賛成するものであります。かくて今日厚生年金保険を改正するにあたりましては、必ずやその面目を改め、その樹立以來になつて来たところの欠陥を根本的に払拭し、戦後の暫定措置を徹底的に検討し

て、真に老後、廢疾、及び遺族の生活に對しまして保障を与えるところのものとして、この制度を確立しなければならぬと思ひます。しかるにこのたび提案せられております改正案は、決して私どものこの期待にこたへるものではないのであります。以下順を追ひまして、私の不満とするところを指摘したいと思ひます。

その一つは給付でございます。給付のうち老齢年金につきましては、定額制があるいは報酬比例制かの問題が特に重要な問題になつております。私は、定額と報酬比例との併用をいたしましたところの原案の考え方を支持いたします。社会保障としての年金給付は、定額制が学問的であるとか理論的であるとかの主張であるのであります。が、私の不敏にして納得のいかないところがあります。もし社会保障における給付は定額制が正しいというならば、その論者は失業保険や健康保険につきましてもその主張を貫くべきであると思ひます。なるほどイギリスにおきましては、老齢年金も、疾病給付も、それからまた失業給付も、定額制であり、同率でございます。ところがアメリカにおきましては絶対に報酬比例でございます。定額制にも報酬比例制にもおの／＼長所はございます。普通折衷というところは宙ぶらりんのものになりまして、両者の短所を持ちがちでございます。私は、私は老齢年金の給付額をこの定額制と比例制の併用にしようというところは、完全に両者の長所をあわせ備へることになると思ひるのであります。

次にその具体的額でございます。政府原案のように定額部分を月千五百円、報酬比例部分を月千分の五はまことに低きに失して、生活に對する保障としてまことに不十分であります。なるほどこの額は、政府の説明のごとく、生活保護における扶助額にほぼ當つてゐるようではございます。が、生活保護は冬季手当等々の附加部分がございまして、これらの附加部分を考慮に入れば、厚生年金保険の給付はむしろ生活保護に對してバランスを失つたものといわなければなりません。そこで私は、定額部分を月三千円程度、報酬比例を月千分の五とするように修正をすることを提案したいと思ひます。報酬比例については最終十箇年または五箇年の平均を標準とすべきという御意見があるようでありまして、これは定額部分を月三千円と私の申し上げるようになつてしまふならば、すでに生活保障の問題はある程度解決ができることと、第二にインフレのごとき特別の事情の発生した場合に、臨時措置をいたしまして、過去の報酬額を引上げて計算することが妥当であると考えられます。なおこの老齢年金の給付額につきましても、ILOの決定いたしました基準との関係につきましても、後ほど申し上げたいと思ひます。

方もちろんあり得るのであります。が、それらの部分につきましては、当然に生活保護法によるところの補充的保護で処置せらるべきであると思ひます。それから次は、保険料と国の負担部分について申し上げたいと思ひます。右に申し上げたように、原案よりも年金額の増加を見るときにいたしますれば、所要経費は当然に増大するわけでございます。それは保険料と国の負担の兩者を増加することによつてまかななければならぬものであります。国の負担は、所要経費の全額を負担すべきか、あるいはその一部分にすべきか、また保険料につきましても、労使の負担部分をどういう割合において決定すべきかということにつきましても、学問上別段定説はないようでありまして、要するに被用者、事業主及び国の力関係でまざることであると思ひます。そこで今日の段階におきましては、失業保険に於けると同じように、それ／＼三分の一ずつの負担の方式を採用すべきであると思ひます。

それから次は、障害年金の額と遺族の範囲の問題であります。この二つの問題につきましては私は原案を支持したいと思ひます。原案の考え方によるところの障害年金の額は、生活を維持することができないものがあつたり、また遺族の範囲を原案のように限定いたしますと、それからはみ出した部分についての生活保障として役に立たないというやうな、いろいろの考

からして、それに相応して従来の五十才から六十才に延長することは当然であると思ひます。それから次は、ILOの社会保障の最低基準に関する条約との関係について一言したいと思ひます。一九五二年に成立いたしましたところのILOの社会保障の最低基準に關します条約は、できるだけ早く批准することが望ましいのであります。が、わが国の社会保障制度の各部分のうち最もこの基準に達しないのは、厚生年金保険に含まれおる老齢、廢疾及び遺族等に関する諸給付でございます。この改正に關する政府原案をもつていたしまして、右の基準に達することはできないのであります。すなわちこの基準によりますれば、年金額は、その国の標準賃金の四〇%を下まわつてはならないことになつております。わが国の標準賃金というものを、一応一箇月一万円程度といたしますれば、年金額は四万円を下まわつてはならないわけでありまして、政府原案では一萬円の標準報酬をとつたものであります。定額部分千五百円、比例部分千円を加へまして、わずかに二千五百円、すなわち二五%にしかならないのであります。私の主張いたしますように、定額部分を三千円といたしますれば、比例部分の千円を加へて年金月額が四千円となりまして、ILOの基準にはば相當することになると考へるものであります。

最後に結論を申し上げたいと思ひます。以上きわめて簡単に一研究者として私の思うところを述べたのであります。が、私はこのたびの厚生年金保険法の改正の機会におきまして、最小限度右に指摘いたしました諸点につきま

からして、それに相応して従来の五十才から六十才に延長することは当然であると思ひます。それから次は、ILOの社会保障の最低基準に関する条約との関係について一言したいと思ひます。一九五二年に成立いたしましたところのILOの社会保障の最低基準に關します条約は、できるだけ早く批准することが望ましいのであります。が、わが国の社会保障制度の各部分のうち最もこの基準に達しないのは、厚生年金保険に含まれおる老齢、廢疾及び遺族等に関する諸給付でございます。この改正に關する政府原案をもつていたしまして、右の基準に達することはできないのであります。すなわちこの基準によりますれば、年金額は、その国の標準賃金の四〇%を下まわつてはならないことになつております。わが国の標準賃金というものを、一応一箇月一万円程度といたしますれば、年金額は四万円を下まわつてはならないわけでありまして、政府原案では一萬円の標準報酬をとつたものであります。定額部分千五百円、比例部分千円を加へまして、わずかに二千五百円、すなわち二五%にしかならないのであります。私の主張いたしますように、定額部分を三千円といたしますれば、比例部分の千円を加へて年金月額が四千円となりまして、ILOの基準にはば相當することになると考へるものであります。

法とも関連があるのでございますが、現在の保険制度の中において最終標準報酬をとるといふような制度になつておるものを、本来の形の平均標準報酬にもどすという場合に、過去の分を三千円に引上げただけでは徹底した措置とは言えないのでございまして、少くとも昭和二十六年ないしは二十七年以前の標準報酬は切つて捨てて、その以後の平均標準報酬をとつて行くという行き方に進んでいただきたいと考えるわけでありまして。

次に給付の問題でございますが、年金の支給年令の開始であります。これは原案におきましては六十才、坑内夫及び女子については五十五才というところになつております。もちろんこの措置につきましては五年の引上げを二十年間にわたつて消化をするような建前になつておりますので、現在の期待権あるいは既得権に關しましては影響がないやに考えられます。この年令引上げの根拠をいたしまして、わが国の平均年令は非常に上つた。平均余命が延びたということが理由とされておるようでございます。しかしながらここで考えなければならぬのは、この種の老令年金の支給の場合には、単に平均年令あるいは平均余命だけをもちて考へることは不当でございまして、労働に従事し得る年令といふものを考へてみなければならぬと思ひます。この場合に現在の日本におきましては非常に入人口が過多でございまして、労働生産年令といふものの最高額といふものはかなり低きに押えられる。各会社や官庁等の停年でありまして、五十才、五十五才、五十五才といふのは高いものでございまして、五十才とい

うのが普通の状態でございます。大體それ以上老令になると、実際に命は続いておる、働き得る体を持つておるが、実際に社会的な条件で働けないという形になる者が、はたして今後五年間延長し得る保証がないかあるかという点はきわめて問題であらうと思ひます。そういう点を考へました場合に、今回六十才に引上げるといふ措置をとるのは非常に早きに失するのございまして、實際十分に働き得る年令も延びるという状態になつて引上げるのが当然でございまして、あえて反対する理由ではありませんが、平均年令が延びた、余命が延びたというだけで年令五十五才を引上げるといふことは問題があると思ひます。

原案において大體問題のない点は、時間の関係もありまして、省略をすることにいたしました。問題のある点を指摘して行きたいと思ひます。

次に年金の額でございますが、これは定額一萬八千円に報酬比例千分の五というところになつております。このあり方につきましては、私も定額部分と報酬比例部分の併合した措置を支持するものでございまして、定額一本にすべきであるという主張が行われておりますけれども、現実に日本における賃金状態といふものを考へてみました場合は、男女同一労働同一賃金の原則さえいまだに実現していない、同一労働同一賃金といふ状態も徹底していない、いろいろな賃金体系を持つておる、しかも一定の定額中において十分に生活をまかない得るだけの条件を保障し得るかということになると、これはな

かなか困難であるわけがあります。従つて理論的に定額がいいかあるいは標準報酬がいいかという前に、これを折衷いたしまして、実情にできるだけ近く、しかも不当に低い部分は引上げる措置を講ずることは妥当であると思ひます。ただ報酬定額部分の一萬八千円といふのはなほ低きに失するわけでございます。これに参りますと、政府の説明資料等によりますれば、たとへば平均標準報酬一萬円のところに引き上げては二萬七千円の年金になるというふうなことが言われておりますけれども、平均標準報酬一萬円といふものは實際においてなかく出て来ない、過去において低い人があるわけでございますので、インフレの影響部分は切つて捨てても、なかく一萬円というふうな平均標準報酬に達する者は少い。従つてこの報酬比例部分は定額部分における弊害の面といひますか不足する面を埋め合す作用をするだけでございまして、年金額そのものを引上げるといふ点については、速い将来のことは別といたしまして、あまり重点を置くわけには参りません。そのなりまして、定額部分は少くとも月額三千円にするといふことは適当である、報酬比例部分については原案通りの千分の五において大體よろしいといふふうに考へております。

次に坑内夫の特例の問題でございますが、これは年金保険法の中自体において、この際政府の原案には出ておりませんが、考へていただかなければならぬ重大な問題があるのでございまして、それは坑内夫として勤務をいたしておられます場合に、坑内夫で勤務を継続いたしておられますと、一般の労働者

よりも期間が短縮され、支給年令も若くして支給をされることになるわけでありまして。これは坑内夫の作業が非常に重労働であり、また長い間の労働ができないといふところから考へておるわけでございます。一般が二十年のところは坑内夫は十五年において支給をされる、この場合に坑内夫がある程度の期間働かなくなつて、その後体が坑内夫としての作業に適しないという状態になつたために、坑外夫あるいは職場転換をする、こういうふうな状態になつた場合にどうなるかと言いますと、一挙にしてこれは一般労働者並みに扱われてしまつて、その間における坑内夫としての労働といふものが生かされないといふ仕組みに現在の年金保険法はなつておるわけでございます。

坑内夫が十五年において年金が支給され、五十五才において年金支給が開始されるという場合に、十四年十一箇月坑内夫を勤めまして坑外夫に行くといふような場合には、支給年令は六十才に引上げ、また年限も十五年ではだめである、こういうふうな状態が続くことになるわけでありまして。こういう点から考へました場合に、過去の労働の質に應じての年金支給はそれに耐え得る労働力といふものを前提にいたしておるわけでございますから、合理的に解決される措置といふものが厚生年金保険法の中で徹底される必要があるといふふうに考へておるわけでありまして。なおこの支給の特例は、単に坑内夫のみならず、非常に高熱の作業場で働く労働者等の、危険労働に従事する者にも適用を広げるべきである、かように考へるわけでございます。

それから次に傷害年金と傷害手当金に關しまして、考へ方といたしましては原案の趣旨に賛成をいたします。しかしながらここで問題がありますのは、単にこの考へ方で一級から三級までわけて適正にする、そうしてその後の廃疾の程度の増減に応じて変化を加えるといふ考へ方よりも、問題はこれにつけ加へた別表の方の廃疾の程度にあると思ひます。いろいろ学問的に医学的に研究はされておるとは考へるのですが、今回の改正案で見ますと、この廃疾の程度を現わした表によりまして、現行法における一級のものに二級に落ちる、二級のものに三級に落ちるというふうになかなか広い範囲にわたつて悪くなつておる部分がございますので、こうした面につきましてはもう一つつ込んだ検討が必要であらうと思ひます。

さらに傷害手当金の額が三級年金の二年分、つまり老令年金の一年分に相当する額の百分の百四十であります。これは低きに失しますので、少くとも百分の二百以上にする必要があります。この考へ方に対しては賛成をいたします。

次に遺族の年金、遺族の範囲の問題でございます。政府の原案によりまして、遺族年金を統一して整理をするといふことになつておるわけで、その点についてはあえて異論を唱へるものではないと思ひます。しかしながら遺族の範囲については私は非常に問題があると思ひます。現行法よりもかなりしほりまして、配偶者、子を中心としたしまして、それがいない場

合に父母、祖父母、孫に適用範囲を延ばすような建前になつております。この場合にまず第一に配偶者の問題でございますが、五十五才以上の女子配偶者というのは実情から考えましてこれは不当に失うのでございまして、もつと年齢を引下げる必要があるというふうに考えます。さらに女子配偶者あるいは男子配偶者とわけまして、年齢の差をつけているという点は、これは、男女同権の思想からいってもはなはだ問題があるかと思ふのであります。特にその前提条件の、施行当時そのものによつて生計を維持しておる配偶者といふことになつております。従いまして妻が働いて、夫が十分に社会的に働ける能力がないということでは扶養されておる場合に、その夫についてなせ妻と年齢の差をつけなければならぬかという問題がございまして、この前記条件がつく限りにおいては、配偶者は男子も女子も平等に扱ふのが男女同権の建前からいつても至当であるといふふうに私は考へるわけでございます。さらに子の年齢につきましては十六才未満ということになつておりますが、これは少くとも十八才に引上げる必要がある、新制中学を卒業するのは十六才でございまして、ここまでは義務教育でございまして、大体高等学校程度まで行くものが非常に多いわけでありまして、しかも生計を維持してゐたという前提条件がつきます場合には、現に働いておつて、生計を維持してゐない場合には支給対象にならないわけでございますから、十八才未満といふふうに考へて行く、またその程度に引上げるのが適當ではないかと考へるわけであります。

さらに遺族一時金を廃止したことは非常に問題がございまして。遺族一時金の制度あるいは脱退手当金というふうな問題については、純理的に申しますと多くの矛盾もあると思ひます。しかしまた一面この保険の適用というものを考えた場合に、いまだ総合的国民的な社会保障が確立されてないという現段階におきまして、労働者の老齢また障害等に対する給付は、唯一この厚生年金にたよつておるわけでございます。そうなたつた場合に、この遺族年金の対象に入らないつまり若い父母であるとかあるいは祖父母であるとか、そういうような人たちにこれを適用しない場合に遺族年金が行かない、一時金も打ち切られるということになると、これは何ら救済の道がそこに残らないという問題が残りますので、現行法のごとくに生計を維持してゐた者にはどこまでも範囲を広げて——一時金をやるといふような考へ方にはもちろん再検討をすべき必要がございまして、少くとも近親関係の者に限りましては遺族一時金の制度を活用しまして、年金の救済の対象にならない者を救うという措置が必要であるといふふうに考へるわけでございます。

次に脱退手当金の問題でございまして、先ほど末高先生もおつしやいましたけれども、なるほどこの種の老齢、廃疾等に対する給付の考へ方では、個人貯蓄でございませぬから、脱退手当金といふものはまさに妙な制度であることば私も否定をいたしません。しかしながら論理的に合わないから廃止していいかという問題になります。冒頭に申し上げましたように、適用範囲がきつめて限られておるのが現実でございまして。従いましてこの厚生年金法の適用の外に出てゐる者がたくさんある。制度の外に出ておると、せつかく保険料をかけるがらも年金をもらふ資格がなくなつてしまふという労働者層がたゞさん出て参ります。国民的総合的な年金制度といふものが相当整備をされて来るという段階になりますれば、もちろん脱退手当金の廃止といふものは当然の日程として上つて参りますけれども、現在の段階において脱退手当金を廃止するといふことは、この年金保険に対する労働者の関心なりあるいはかけていた保険料というものに關して何ら報いることがない、それを取上げてしまふという結果になるのでございまして、脱退手当金といふものはぜひ残す必要があるといふふうに考へるわけでございます。

保険料率につきましては現行料率から出発をいたしまして、進展に応じて改訂をして行くという考へ方に賛成でございまして、どうしても保険の負担といふものはある程度内容の改良に従ひましてふえなければならぬ、国庫は打出の小づちではございませぬので、その点におきましては将来保険料の改訂引上げといふことはやむを得ないものであると考へます。しかしながらこの費用の負担につきましては、やはりこの種保険の制度をいたしまして政府、使用者、労働者が三等分負担という原則を立てるべきでございまして、少くとも給付金の三分の一は国庫から出すという原則を貫くべきでございしますが、この点一般に對しまして一割五分という国庫負担ははなはだ低い、厚生省の当初の考へ方の二割が一割五分に減らされたという後退の方向をとつておりますが、これはさらに増額をすべきであるといふふうに考へます。

終りに積立金の運用について申し上げたいと思ひます。経営者並びに労働者がその給料の中から、あるいは収益の中から積み立てたこの積立金でございまして、これが何ら厚生年金に、その保険関係に關係のないところに現在置かれてゐるわけでございますが、少くともこれはこの種の保険関係者の手が加わる範囲内におきまして有効な運用、あるいはそういう労働者の福祉關係の費用に運用ができるような措置を講ずべきである、そういうことによりましてこの保険に対する期待、また経営者や労働者からの非常な関心といふものが高まるというふうに考へております。

以上非常に要点的に述べましたが、今回出されております厚生年金制度に對する公述を終わります。

○青柳委員長代理 末高公述人は御用事の都合で非常にお歸りを急いでおられます。従いまして末高公述人に対しまして御質問がございまして、それを許可いたしたいと存じますが、御質問がございまして。

○滝井委員 末高先生に二点にわたつてお尋ねしたいと思ひます。

まず第一点は、現在の改正に直面いたしております厚生年金の発生の由来を先生はお述べになりました。すなわち当初の昭和十六年後における産業戦士の生活を守るということ、いま一つは生産力拡充のための資金確保の財源としてこの金が出て来たといふ二点を述べられました。現在の日本の客觀情勢はその当時の情勢に非常によく似て来たと思ふ。いわゆるサンフランシスコ態勢からMSA体制、しかも再軍備、そして現在すでに藤山さんあたりは強制貯蓄を労働者の賃金の中からやるべきだといふようなことを日本商工会議所ですか、そういうところで言つております。あるいは今回の外貨割当の問題を通じて見てみましても、いわゆる統制経済、要綱統制、中間統制という声が徐々に出て来ているわけですから、そうしますと、この時期に、今和さんからも問題があらわれましたが、この標準報酬率を一万八千円に引上げることによつてこの金は一千億くらいになる、ピークのときには二兆に達する、こういう状態も出て来ているわけでありまして。そうしますと、きつめて戦時立法的な要素を持つて生れたこの法律が、再び現在の再軍備段階において大きくクロース・アップされて来たといふ点において、何か私には自分の甲羅に似せて穴を掘るといふ感じが、やはり日本の資本主義の発展の矛盾がこういう社会保険立法の中にも鏡く現われて来て、今のこの段階で同じかにかの甲羅に似せて穴を掘るような形が出ておるといふような感じが濃厚に感じられる、その点先生はどう考へられるかといふ点が一点。

いま一つは、五十五才から六十才に年齢を引上げられた点について、先生は平均寿命が延びたといふことだけ一点述べられたんですが、これは先般の委員会でも指摘されたんですが、現在日本の平均寿命が延びたといふことは、乳幼児の死亡率が非常に改善された、公衆衛生がある程度進展して保健所その他各所にできましたものです。

から、それと同時に結核死亡というのが今までは主として青年がおもにこれに死亡しておつたが、最近ではむしろ中年層に結核が増加して来た。しかも死亡というものがパス、マイシン等の最近の抗生物質の出現によつてだん／＼延びておるといふような点、しかもそれが延びて、がんあるいは高血圧による脳溢血、そういう老人性の病気の死亡率がふえてクローズ・アップされたという点で、いかにも日本の平均寿命は非常なうまい形で延びた形は表面的に出ておりますが、しからば平均寿命が延びたという情勢につれて、日本の経済界、産業界における就職の状態が伸びて来たかという、これはまったく適な状態が出て来てるのではない。かといふのは今後日本がやはり貿易を振興して自立経済の達成をやつて行くためには、必然的に重化学工業といふものが伸展しなければならぬ、そうしますと、すでにこれは労働科学研究所の暉峻先生等が戦時中にも研究されておつたと思ひますが、工業が精密化して来ると、いわゆる一万分の一あるいは二万分の一というようなものを目で／＼見て行くといふような形が出て来ますと、実際に精密工業に働いた場合に、労働科学的に見ると、十五年も働けばそれからは役に立たないといふことを、戦時中労働科学研究所が発表してゐたと思ふ。二十年はとも働けない、せい／＼限界は四十五才までだ、精密工業あるいは重工業における労働者の働ける限界といふものは……、そういう結論が出ておつた。ところが今後やはり日本が戦時態勢の強行、あるいはさうでなくとも日本の自立経済の達成からいつて、重化

学工業、精密工業になつて来るとすれば、六十才まで働く余地はほとんどなくなるのじやないかといふ感じがする。あるいはもつと具体的に、たとえば現実には学校の女の先生なんかの状態を考へてみますと、やはり四十五才までの先生を、現在ではもう教育委員会がやめてもらいたいという勧告を非常にしてゐる。こういう点から考へて、今乳幼児の死亡、結核死亡の状態が公衆衛生の進展で減つて来たが、一方日本の経済構造の面から考へると、六十才まで延ばしても、どうもその五年のプランクを何も働かずに失業者で——日本の家族制度が非常に健全な状態になつて来れば別だと思ひますが、現在の憲法で日本の家族制度も崩壊の危機に瀕してゐるという情勢から考へると、どうも……、この点の先生の御説明をいたしたいと思ひますが、この二点をひとつお尋ねいたします。

○末高公述人 お答えを申し上げます。第一点の現在の状況が昭和十六年、十七年の戦時態勢のころと非常に似通つておる、従ひましてピークにおいて二兆といふような資金の蓄積が、結局国家的と申しますか、軍事的な方面に流れて行くようなきらいがあるのじやなかろうかという問題、これは私も非常に憂慮するところでありまして、最近厚生省と申しますか、政府がこの厚生年金保険を改正するといふ意図を持つた、現在の内閣がそういう意図を持つたといふことは、私は表面的に双手を上げて賛成をするといふことを先ほど申し上げましたが、これは再びその戦時経済的な資金蓄積のために行うんだといふことになりますると大問題だと思ふのであります。従いま

して資金の運用につきましては、先ほど和田君も述べになりましたように、これは勤労者のための厚生福祉であるいは一般産業から出たところの資金でありまするから、そういう方面にこれを公平に運用するといふことによりまして、あくまでも戦争または戦時経済的な圧力がかかつて来ることを排除しなければならぬといふぐあいに考へるものであります。お答えになつてゐるかどうかわかりませんが、第一点はさういふぐあいに私は考へております。あくまでも平和的な一般民衆の生活を守る、特に老齢、廃疾、遺族に対する生活の保障の制度として、これを守つて行くといふいろいろ／＼な用意がこれの際必要であるといふふうに私は考へております。

それから第二点の、私が、六十才に老齢年金の開始を引上げたと思ひますが、そのことについて賛成をしたといふことについての御疑問でございしますが、これは労働基準法におきまして、勤労することのできる最低年齢を決定してゐることは御案内の通りであります。同時に勤し得る最高年齢もまた労働基準法において決定すべきではないか。単に老齢のゆえをもつて首を切る——その人がほんとうに働くことができない、労働能力を喪失したといふ場合に、職場から去らなければならぬといふことはやむを得ないことであると思ふのであります。退職年齢を、ある企業におきましては五十才にし、ある企業におきましては五十才にしておるといふ現状は、国民が勤労によつて生活維持する、国家といふものの根源的な力が国民の勤勞にあるといふことを考へてみますると、全体の国民が常に働ける態勢を持つたなければならぬ、従ひまして私が老齢年金開始年齢を六十才に引上げたことに賛成する反面におきましては、それ／＼の法律のあるいは社会的な措置に基きまして、およそ人間は六十才までは確かに働けるのだ、社会といひまして、国家といひまして、すべての人に六十才までは働く場所を与へるのだといふ措置が同時に講ぜられなければならぬ、かように考へるものでございします。

○滝井委員 第一点の方なんです、生活保障のできるような制度として、厚生年金の積立金が用意をされなければならぬといふことでございした。が、何か先生の方で、いろいろ／＼社会保障制度審議会というものがあつたけれども、個人的な御意見で、先生のお考えになつておる、資金運用部に今委託されておる厚生年金の積立金を、こういう方向に使われたら一番勤労者の生活保障に有利にやないかというお考えがあれば、あわせて承りたい。

○末高公述人 お答えを申し上げます。まだ具体的にどういふ方向にその資金を運用利用すべきであるかといふことについて考へたことはございませぬが、但し民主的にまた真に勤労者のためにこの資金が運用されるための特別な審議会が設置せられて、その審議会には勤労階級の声が十二分に反映するやうな方式においてその審議会が運営せられ、その審議会の決定に基いて資金が運用せられるといふことになりますれば、その憂い、すなわちこの日本の戦時態勢を確立するあるいは推進するといふやうな方向にこの資金が流れることがおそろく阻止せられるのではなからうか、かように考へております。

○青柳委員代理 他に御質疑はありませんか。長谷川君。

○長谷川君(保委員) 末高先生にお教へをいただきたいのでありますが、先ほど先生は脱退手当金についてお話がございましたが、日本の現状のように職業の転換が著しい——私も政府から提出されておる資料を見ましても、すでにきつめて短期間に転換をして行く人が多いのでありますが、こういうやうな職業転換の非常にはなほだしい現状において、またことに今日の短期的な見方といたしますれば、失業者がおびただしく出て行くであらう、また現在出ておる、今後盛んに出て行くであらう、こういうやうな場合におきまして、やはり脱退手当金を廃止すべきである、こういうやうに考へるべきでありましようかどうか、この点、先生の御教示をいただきたい。

○末高公述人 お答えを申し上げます。私の公述におきまして、省略せられておる部分がたくさんあるのであります。それは他の公述人が多分お触れになるだらうと思つた部分をかなり省略せられております。従つて脱退手当金の廃止に賛成したといふことは、和田公述人がすでにお述べになりましたように、これは適用範囲の拡張によりまして、事実上いかなる職場にありましても、厚生年金の保護が受けられるといふやうに措置せられなければならないといふことと相応するところの問題であると思ひます。特に私が脱退手当金の廃止に賛成するもう一つの理由は、脱退手当金が今御指摘のやうに、職場転換等々によりまして、なか／＼

厚生年金の被保険者として継続することとがむずかしいというような状態に陥つた場合に、安易にこれをとつてしまつて、失業保険の補充的なものとしてこれを使得つてしまふということによりまして、勤労者が再び幸いにして厚生年金適用の工場あるいは職場に入つた場合に、新たにスタートしなければならぬ。従来三年なり五年なり勤労に従事して資格がついた期間がまつた無になつてしまふ。むしろそのおそれの方がおそれとしては大きいものではないか、こういう懸念から、今日の段階におきましても脱退手当金の廃止に賛成するものでございませう。

○長谷川(保)委員 御承知のように、女子におきましては、特に結婚等の関係もありまして、職場におきまして年が非常に短かいのでありますが、これは女子の問題を考えました場合でも、やはり脱退手当金は廃止した方がよろしいということになりましようかどうか、この点をお教えいただきたいと思ひます。

○末高公述人 お答えを申し上げます。私は女子につきましては、ある時期におきまして、厚生省の原案の中にも取入れられたと思ひますが、女子に対する特別な手当金というものが考えらるべきである。たとえばそれは結婚手当金というものは、これは厚生年金保険の本来の趣旨から申しますと妙な話になると思ひますが、この点はなほ私妥協的になつておりまして、ただいま現在の女子の勤労状態が今日のごとくである限りにおいて、少数の女子の、たとえば小学校、中学校の先生方等はかなり長年月お勤めになるこ

とができますが、他の職場の方はおそらく数年にして結婚のためにやめられるという実情にかながりますときに、女子に対しては特別の措置を講ずべきである、かように考えております。

○青柳委員長代理 他に御発言がないようでありますので、次に清水公述人の御発言をお願いいたします。

○清水公述人 私清水公述人でありまして、私は社会保険診療報酬支払基金理事長でございますが、この方は厚生年金保険に關係がありせんので、社会保険制度審議会あるいは社会保険審議会の委員をやつております関係でお呼出しになつたものと考えております。ただいまお話になつております厚生年金保険法の改正案であります、私は賛成か反対かと申し上げますとまず賛成であります。あと簡単に理由を申し上げます。

先刻委員長が厚生年金保険の全面的改正とおつしやいましたが、なるほど今度の案を見ますと全面的改正でありませんが、実はこれは根本的の改正であるといふ意味で、広い範囲にわたつておとであらうと思ひます。内容を拝見しますと、これは非常に暫定的な改正だと考えます。しかしながらこの暫定的の改正が今日の日本の経済的現状あるいは社会的の現状に照らしまして、この程度でやむを得ぬものと考えますので、そういう意味で賛成をいたすわけであります。もちろん厚生年金保険の理想的の形と申しますか、相当進んだ形というか、あるいはILOの最低基準以上の形と申しますか、そういうような形としての改正案として見ますな

らば、これははなはだ不十分なものでありまして、そういう意味において、はなはだ了承いたしかねる改正なのであります。今申しましたように、現在の日本の経済状態が非常に基礎の浅いものでありまして、今後の見通しも実はあまり明るいとも言へぬような状況であると思はれる際であります。一方労働者の福祉、社会保障という面から考えましても、どうも根本的の改正をやることは、この際できない状態であらうと思ひます。従ひましてまあ原案をやむを得ぬということで賛成をいたさざるを得ない、かように考えるわけでありませう。たとえば今の状態でありまして、被保険者の範囲もある程度限局されておるわけでありませう。そこでこれは五人以下のものにも広げたらよからう、こういうことは前々から言われておりますし、またそうすべきであると思ひます。しかしそうしますことは一方非常に小さい企業の負担をこの際急に増すことにもなりますし、また一方におきましては行政的の負担、事務費の負担というものが、従来よりは比率的に非常に大きな負担をしなければならぬことになりませう。でありますので、そういう点から考えましても、これもなか／＼むずかしい。従つて現状で改正して行かなければならぬ、こういうことになるのではな

いかと思ひます。それならもう少し見送つたらよいではないかということになるのであります。それが実は先刻もお話がありましたように、坑内夫の年金の支給という時期がもう始まつておりますので、年千二百というよう年金がまんしておれというわけには行かないのでありますから、これは改

正せざるを得ないのであります。そうしますとこの改正につきまして、老齢年金の改正だけをしておけばよろしいかと申しますと、これは障害年金にも關係がありまして、その他それ／＼關係がありまして、老齢年金の一部改正だけでは済まぬことであります。そうしますと結局あらゆる面に少々の改正をそれ／＼加えて行かなければならぬ。従つて今私が申し上げましたような全体をいじらうような改正になる。こういうことになりませうので、従つて全体的の改正もやむを得ない。但し根本的の改正はできない。こういう状態ではいかと考えるのであります。従ひまして給付の面について考えてみましても、千二百円では困るが、さればといつて実際に役に立つ程度の――と言ふのはちよつと語弊があるかもしれませうが、まず常識的に考えられる程度の年金を支給するということになります。これは実はやはり相当の経費がいりますので、やはり原案程度もやむを得ないのではないかと。それではたとえば脱退手当金もやめてそつちの方にまわしたらよからうというところになるわけでもありますが、これも実は今申し上げましたように、全面的の改正で広く国民全般にわたるようなことになりませうれば、経過的以外には脱退手当金はいらぬことだと私は思ふのです。但し現状におきましては相当の範囲に年金の適用を受けていない事業がありまして、その分の被保険者はやはり適用がないのでありますから、そういう人があるいは急に新しい適用になつて一部入つて来るとか、あるいは事業が入つて来るという場合に、やはり相当の年齢の人がおりまして、欠点となるよ

うな被保険者が出て参りますので、これはやはり現状としては脱退手当金も、ある程度必要になるということではないかと思ひます。その他こま／＼したことを申し上げますと、結局全面的の改正と申しますか、根本的の改正ができない關係上、やはり臨時的暫定的措置でありませうために、いろ／＼の点で差響きがありまして、結局負担の点等を考慮すると、現状以上にはなか／＼むずかしい。こういうことになりませうのかと思ひます。一方負担の点を考えますと、原案では現在の負担程度で――負担というと語弊がありますが、現在の料率程度でまかなつて行つて、五年後からはまた考え直す、こういうことにおいてはあまり大差がないようなかつてございませうので、急激な変化を予えないという点でこの程度が適当ではないかと考えるのであります。ただ国庫負担の關係につきましては、これは先刻和田公述人もお話をいたしましたように、私も國が三分の一を持つてといううな考え方が年金としては適当であらうと思つておりますが、これも暫定的の關係上そうも行きませんので、これは初めの厚生省の原案にありましたよ

うな――この原案ではありません、審議会に出ました原案にありましたよ

りますが、実はこの年金保険につきま
して、いわゆる営利保険のような保
料率の計算をし、積立金を置いておく
必要があるかどうかという点につい
て、私は多少疑問を持つておるのであ
ります。そういう意味で今度の厚生省
の原案は多少そういう積立て方式に緩
和がされておるうちに実は考えており
ますので、その点は多少私は賛成なの
であります。実はこの点は私も専門
でありませんが、よくわかりませんが、
もう少し積立金を少くして保険料率の
平時の負担というものをかえて行
くという形ができないものかというこ
とを考へるのです。それはなぜかとい
いますと、インフレが終息してしま
すかどうかはなほ疑問の現状におき
まして、積立金のために現在の被保険
者からたくさん保険料をとるとい
うことは、結局将来のためでもありま
すが、同時に一方インフレの進行がし
ありますと非常にむだな金を積み立て
たようなことになってしまうのでありま
す。従つてこれはある程度もう少し積
立て方式に——今の原案は多少考慮さ
れておるようではありますが、さらにも
う少し一層の考慮を払つてもいいので
はないか、こういうふうに考へるのであ
ります。それから積立金につきまして
先刻来もお話がありました、これは
当然厚生年金保険の積立金は厚生年金
保険関係に還元せらるべきものと私は
考へております。ところが現状におき
ましてはそういうふうな制度になつて
おりませんので、これは何か特に規定
をつくりまして、そういうことにする
ような方向に行きたいものだと考へる
わけがあります。

その他、こまかい点につきましては、
先刻申し上げましたように、根本的に
これは暫定の措置であつて、現在より
もあまり負担を増大しないで、ある程
度千二百円というような年金をもう少し
合理的にする、こういう見地に立つ
て改正がされておると思ひますので、
そういう考へ方をいたしますと、こま
かい点はあまり申し上げる必要がない
と思ひます。大体全体といたしまして
暫定的のものであるからやむを得なか
つたのだ、こういう意味においてこの
原案に賛成をいたしたいと思ひます。
はなはだ簡単であります、以上で終
ります。

○青柳委員長代理 和田公述人、清水
公述人お二人は、御用事の都合上午前
中のみしかおいで願へませんので、この
お二人に対する質疑を許可いたそうと
存じます。御質疑はございせんか。

○長谷川(保)委員 和田さんにお伺い
いたしたいのであります、積立金の
運用につきまして具体的にはどうい
うな方策をとられればよろしいと思
われますか、この点お伺いいたしま
す。

○和田公述人 積立金の運用につきま
しては、具体的にどういふふうによ
うするかというこまかい計画は持つてお
りません。しかしながら運用の方法と
いたしましては、少くとも被保険者の
代表、それから事業主の代表、積立金
の源泉となるべき費用を支出した代表
を加え、公益を代表する委員等も加え
ました民主的な運営の方法をきめる委
員会等を設置いたしましてきめる。な
お私どもの立場から申し上げますなら
ば、当面非常に大きなそういう費用を
使ふ方面といたしましては、産業労働

者用の住宅、結核療養の病院、サナト
リウム、こういうものの大規模な建設が
必要ではないか、こういう問題につきま
して、やはりこれをつくり出すの
は当面相当多額の費用がかかるわけ
でございます、長年かけてはつ／＼た
て行くというわけには行かない。従
いまして、当初そういう方面から融資を
いたしまして、こういう方面に費用を
投じまして、現在日本で最も不足して
おります福祉方面等に活用するのを重
点的に考へてもらいたい、こういうふ
うに考へておるわけでありま。

○長谷川(保)委員 金融方面にお使
いになるような御意向はございませ
んか。

○和田公述人 金融方面等につきま
しても、十分その用途を考へて使ひま
すならば適當であるかと思ひますが、こ
れは産業に対する融資等になつて参り
ますと、どういふ事業にどういふ条件で
もつて使うかという点でなか／＼問題
が多いと思ひますので、簡
単に産業融資等にこれを使つてよろし
いという結論を、この運用の委員会
で出すというとはなか／＼困難ではな
いか。ただ方法といたしましては、そ
ういふ場合に福祉方面に使う費用と、
あるいは大蔵省の預金部の責任にお
いて一般的な財政投融資等に提供され
る資金等を考へて考へるというふうな
向もあるかと思ひますが、私どもと
いたしましては、ともかくこれをそう
いふ福祉の増進の面に、特に遅れて
いる方向に使つていただきたい、こ
ういふふうに考へておるわけであり
ます。

○長谷川(保)委員 もう一つ、先ほど
のお話の中に、標準報酬一万八千円

押えましたことにつきまして、三万六
千円に、船保、健保同様持つて行く
ようにという御意向がございました
が、今日まで不幸にいたしました
が、年金保険が十分有効な働きをいた
しませんで、これをかけました労働者諸
君に對しまして十分報いておりませ
んために、相当厚生年金保険自体に對
しまして、労働者の感情をいたしまして
は問題があると思ひのであります、
その場合に、三万六千円に引上げま
す場合、これによつてもちろん一万八
千円以上の諸君の負担が多くなつて参
ります。これは人数から申しますと、私
ども知つております資料から申しま
すと、全労働者に對しましては、そう大
きな比率ではありません。しかし、一
万八千円以上の賃金をとつております
方々は、大ざつぱに申しますれば、勞
働階級に對しましてはいわば指導的な
立場に立つておる重要な方々が多いと
思ひます。従ひまして、その方々の
意見、考へ方は、相当大きな影響を全
労働者に与へると思ひのであります。一
万八千円から三万六千円に引上げま
すと、当然保険料を増額しなければなら
ぬということになります、当事者で
あります方々のそれらに對する感情は
どういふものでありましようか、伺
いたのであります。

○和田公述人 その点に關しまして
は、労働組合の方において各組合が連
絡をとりまして、今回の改正の際にも
基本的などういふ態度をとるかとい
うことを相談をいたしました。その際
に、現在幹部になつております者は、
それ／＼の職場の意思を無視して態度
を決定できないわけでありまして、少
くとも厚生年金保険法の改正という問

題に直面をいたしました、やはり何
かの負担増はやむを得ないのではない
か、しかしながら、この際率を引上
げることはすべての労働者に響くこ
ろでございます、特に収入に弾力性
のない、ぎり／＼の最低生活に
それ以下の生活をいられておる労働
者に對しても、負担増をいふことにな
る、そういう方法でもつて当面やる
ことは避けるべきでありまして、その
点は標準報酬の引上げによつてまかな
うべきであるといふことに、意見が一致
をいたしましたわけでございます。この
意見の一致は、現在労働戦線は総評あ
るいは全労会議、産別等々にわかれて
おりますが、全部の意見の一致として
現われて来た結論でございます。もち
ろん個々の労働者にいたしますならば、
入る方が多くて出るのが少い方がよ
しいわけでありまして、そういう点
でいろいろ考へられる点もあり、あ
るいは不満を持つた方たちもおらうかと思
ひます。しかしながら千分の三十とい
うことは、一万円にいたしまして三百
円でございます。二万円にいたしまし
ても六千円でありまして、やはり社会
保障をやる場合には、もちろんあると
ころで多く負担をしてもらひ、しかし
労働者の方においても、低額所得者で
非常にきつ／＼つな、もうちよつとの
金もほしいという者よりも、生活は苦
しいが若干でも弾力性を持つておる者
の負担増において社会保障の前進がは
かられるならば、これは多少の不満が
ありましようとも、労働者としてもそ
の点認んで協力すべきである、そう
いふ考へ方においてわれ／＼もこの問題
を推進すべきである、こういうふう
に考へておるわけでありま。

では、働かざる年齢が延びて初め
年齢を引上げる根拠ができて来るわ
でありますから、現在においてはそ
は不適当である、かように考えてい
わけてございます。

○青柳委員長代理 他に御質疑はあ
りませんか——それでは午前はこの程度
にとどめ午後一時まで休憩いたしま
す。

午後零時二分休憩

午後一時二十九分開議

○青柳委員長代理 休憩前に引続き
生委員会公聴会を再開いたします。

引続き公述人の方々より御意見を
取することといたします。まず波多
公述人の御発言を願います。波多野
公述人。

○波多野公述人 私は富士紡績株式
社取締役、労務部長、日経連の理事、
社会保険審議会の委員をいたしてお
ります。波多野則三郎と申します。

今回政府が厚生年金保険法の改正
案を国会に提出いたされまして、そ
の根本的な改正を企図されておられ
ます。趣旨はよくわかるのでござい
ますが、さきに社会保険審議会並び
に日経連との他がしばしば表明いた
しておりまして、たごとく、各種社会
保険制度の整理統合を念慮に入れて
改正すべきであると思っております。
次にわが国経済の危機的な現状、緊
縮予算を強行せなければならぬとい
う今日の情勢下におきましては、さ
しあたり暫定的な措置を講じておき
まして、将来経済の安定が確立しま
したあかつきにおいて根本改正を行
うべきであると思っております。しか
しながら一面現行法があまりにも
実情に沿わないといふことも、こ
れは十分認められます。

午後零時二分休憩

午後一時二十九分開議

○青柳委員長代理 休憩前に引続き厚生委員会公聴会を再開いたします。

引続き公述人の方より御意見を陳取することいたします。まず波多野公述人の御発言を願います。波多野公述人。

○波多野公述人 私は富士紡績株式会社取締役、労働部長、日経連の理事、社会保険審議会の委員をいたしております。波多野則三郎と申します。

今回政府が厚生年金保険法の改正法案を国会に提出いたされまして、その根本的な改正を企図されております。御趣旨はよくわかるのでございますが、さきに社会保険審議会並びに日経連との他がしばしば表明いたしております。たごとく、各種社会保険制度の整理統合を念慮に入れて改正すべきであると思ひます。次にわが国経済の危機的な現状、緊縮予算を強行せなければならぬ今日の情勢下におきましては、さしあたり暫定的な措置を講じておきまして、将来経済の安定が確立しましたあかつきにおいて根本改正を行うべきであると思ひます。しかしながら一面で現行法があまりにも実情に沿わないという点も、これは十分認められます。

ので、私はただいま申しました私の属しておりまする団体を背景にいたした考えを申し述べることとはもちろんであります。二、三意見並びに要望を申し述べたいと思います。

第一に厚生年金が防貧のための最低限度の保障であるということ、また国庫負担の均等性並びに保険事務の簡素化、この三点その他から考えまして、老齢年金の給付額は報酬比例でなく、定額制一本とすべきであると思ひます。

第二に、標準報酬の最高限度を現在の八千円より一万八千円に引上げましたその事情、それらはよくわかるのでありますが、先ほども申しましたように、この日本経済の置かれた危機的な現下においては、極力保険料の増収による負担は軽減すべきであらうと思ひます。今回八千円から一万八千円に引上げられたことによりまして、総体には約七割、高いところでは十割以上の負担になるのでございまして、なお現在中小企業を除きました大企業にありましては、大企業退職手当制度が確立とまでは行っておりませんが、ほとんど退職手当制度が労働協約その他によつて制定されておりまする現状にかんがみまして、社会保障制度並びに年金保険制度の確立に従つて、退職手当制度というものにもならみ合せて考えるべきであらうと思ひのであります。

第三に、国庫負担金であります。これは労働者側の委員からはしばしば、使用者並びに労働者、国庫、この三者の三分の負担を主張されておるのでありますが、現下の情勢においては少

くとも二割程度の国庫負担は必要と思ひます。

第四には、積立金の効率的、民主的運用をはかりまして、保険関係者への還元融資を拡大せられたいこととでございます。これは午前中の三人の公述人がこの点につきましてはことごとく主張されたのでございまして、私どももこの点については特に国会議員各位の御協力を得て、早急にこれを実現いたしたいと思ひます。現在約八百億に上る龐大な積立金を持つておりますが、これが大蔵省の資金運用部の運用にまかされておりました、昭和二十七年までにおきましてはその剰余金が三億何

しかは一般会計に繰入れられておるといふ事実があります。先般社会保険審議会の席上、大蔵当局のこれに対する御説明を聞いたのであります。積立金の運用は、厚生年金の利子は大抵三五厘から五厘五厘程度の程度にまわされておるのであります。それを融資される方面には、低いのは三分五厘、高いのは七分五厘くらいにまわしておられるように聞いております。しかもその剰余利息を一般会計に繰入れるといふことが、厚生年金の性質からして非常に納得の行かない措置であると思ひのであります。なお国家公務員の共済組合の積立金も当初はこの大蔵省の資金運用部にまかされていたものであります。共済組合当局の非常な明晰によりまして、それが大蔵省の運用部から自主的に共済組合当局の手にゆだねられたということを知っております。虎の門のりつばな共済会館なんかも、それらの運用によつてできたのではないかと思ひます。私どもも厚生年金八百億の積立金の運用は、

ぜひわれわれ厚生年金の当事者の手にゆだねられなければならぬと思ひのであります。

次に脱退手当金でございますが、これは当初私も組織関係の業者は、厚生年金の利得を受ける女子の大部分は、その動向が非常に短い、そこで老齢年金の支給を受ける人は非常に少いという見地から、女子にとつては強制加入でなく、これを任意加入に願ひたいということを願つたのであります。それが厚生年金保険の趣旨精神から非常に無理であるということを知りまして、その主張を譲りまして、せめて脱退手当金の存続を主張したのであります。しかし脱退手当金もこれはやはり社会保険制度から申しますと、その本旨ではない、外国にもこのような脱退手当なんかはないという政府当局の惡切なる説明によりまして、われわれも厚生年金保険の社会性を認識いたしまして、それを撤回いたしまして、ただ女子の被保険者を救済救済の道といたしまして、女子一時金制度がまゐります。今度の政府の最終案によりますと、この脱退手当金が存続されておると、これは非常に根本的な改正をされておる上において非常に遺憾に存する次第であります。

なお二、三申し上げたいのであります。が、大体現下の情勢におきましては、今回政府が提案されました程度の改正は、私個人としてはやむを得ないのではないかと、これを通過すべきであると存じます。以上はなほ簡単でございますが、私の意見を申し上げた次第であります。

○青柳委員長代理 それでは次に小西公述人にお願ひをいたします。小西公述人。

○小西公述人 私は、全日本造船労働組合中央執行委員並びに労働省難聴研究専門委員会委員、それからただいま審議されておる厚生年金に關連いたしまして、社会保障、社会保険の審議委員、それから労働者の福利対策審議会幹事、以上を勤めております小西でございます。

ただいま政府の方から御提案なされております厚生年金改正法につきましては、昭和二十八年の十二月二十一日から総会五回、厚生年金部会九回、その他懇談会の形式をもちまして数回にわたる審議いたしました。その席上、私は被保険者代表として、最終一回休みましたが、全部出席いたしまして、つぶさに被保険者側の代表としての意見を發表したわけでございまして、この中において、今度の改正法におきまして私どもの希望するものは、昭和十七年の六月一日から実施されました労働者年金でございます。この年金をつくる場合に参画されましたのは、現吉田内閣総理大臣、緒方副総理、それからさきに公述に立たれました清水公述人、末高公述人、このようなたくさんのお方、現役におられるお方がつくられました。この労働者年金が今後どのように発展して行くかということになりまして、六十年後交受するということとつづられた、私はかように信じております。そうしますならば、昭和十七年から今日までを振り返つてみますと、十二年くらいになります。六十一年間のうちの十二年間にすぎないといふように改悪しなければできないとい

うことにつきまして、私は大きな不満を持つておるわけでございまして。と申しますのは、今回十一年七箇月で坑内夫の老齢年金の受給資格者が三千二百名出て参りましたが、この人たちが現在八千円の報酬の場合には、百二十四の保険料を納めているわけであり、百二十四の保険料を納めて、もう金額は昭和二十三年のあのインフレの当時に千二百円、月額に直しますと百円にしかならない、こういう矛盾した制度であつたわけでありまして、それで私は就任以来これを早く改正しなければいけないということを再三当局に相談したわけでございまして、その結果持ち出されましたのは、先ほど申し上げましたように、二十八年十二月二十一日諮問されまして、今次十九国会に上程される。その間短かい期間でありまして、そのためにこの大改正でございまして、その厚生年金が二箇月や、三箇月では私はこれは徹底的に審議できないというのを第一番から申し上げたわけでございまして。

まずこの厚生年金と申しますのは、やはりわれわれ労働者側のただ一つの年金でございます。軍人には恩給法があり、国家公務員には共済組合法がございまして、また国家公務員共済組合法の退職金制度、人事院勧告を見まして、やはり今度は大幅に引上げられようとしております。そういうさ中におきまして、先回の社会保障制度審議会は、やはり年金制度は統合一本にするというのを答申いたしております。そういう関係から、私は被保険者側の代表としてこれはどうしても統合しなければできないという考え方で、この厚

生年金の改正法の審議に臨んだわけ
でございます。

標準報酬の問題もやはりこれにから
み合いますので、ちよつと申し上げて
みますと、和田委員の方から御説明が
ありましたように、これは船員の場合に
は四千円から三万六千円までござい
ます。そうしますと、今度の厚生年
金法と船員法とで交渉法というのを
つくりまして、期間を適算してすべ
のを統一しようという今回の案に出
ております。そういう関係から参りま
すと、われ／＼陸上関係といたしま
して、これはやはり船員法と一緒に審
議しなければなりません。そうすると政府
提案でありますところの三千円から一
万八千円というものは低いじやないか
というのをわれ／＼は考えておるわ
けでございます。それで船員法と統一
するということになりますと、やはり
船員法の最低の四千円であつても、押
えるべきであると考えております。ま
ず最高が三万六千円までやらなければ
できないという事も考えております
が、やはり現在の経済情勢から考えま
して、われ／＼の負担能力がどこにあ
るかという事も一応は考えなくては
できない。現在の八千円の場合でも千
分の三十でございまして、百二十円
納める、使用者側が百二十円、合計二
百四十円納める。一万八千円にした場
合にはわれ／＼としては二百七十円納
めなければなりません。三万六千円に
いたしますと、相当の金額を納めなけ
ばできないようになって来るわけ
です。そういう関係から現在の予算面か
ら考えまして、一挙に相当大幅に引
上げるといふことについては、労働者
側にも不満があるのではないかと申

しますのは、この法案の中に盛りれて
おります支給内容でございます。支給
内容の中にやはり脱退手当金を廃止
するといふことがうたわれておりま
す。それを今回は存続するといふこと
になりましたが、それもやはり現行よ
りも合理化するといふ線で大分改善に
なつておるわけでございます。それでそ
ういふ法案をわれ／＼が見まして審議
いたしましたその席上で、この資格年
齢が五十五才を六十才に引上げられた
といふことになる、たとへば私が現
在四十四才でございしますが、私が五
十五才で停年になるわけでございます。
六十才になりますと、五十五才の停年
制でありますので、私はすでに会社
におらない。そうするともう権利がな
くなる。そうすればわれ／＼の五百
円も七百元も、三万六千円に引上げて
ない場合にこれはかけ損になります。そ
うすると現在七百四十万からの被保険
者がおりますが、被保険者の中の何
パーセントしか受給資格はないであろ
うと考えるのでございします。それでや
はりこの標準報酬は現在のところは、
さきに波多野公述人から御説明があ
りましたように、やはり負担能力の問題
から来まして、一万八千円でもしかた
がないじやないかという線を持ち出し
ておりますが、やはりわれ／＼として
は基本方針として三千円から三万六
千円までに統一したいといふ考えを持
つております。それで保険料率を現在
の千分の三十と抑えまして、この場合
にわれ／＼といたしましては、その千
分の三十もあまり大き過ぎるというこ
ろから、一部では引下げなければで
きないといふ各産業も出て参りました
が、一応千分の三十に抑えまして、そ

れでそのときの審査の内容といたしま
しては、給付内容を引上げてもらうとい
う前提のもとでつたつたよろしいとい
うことで確認されたわけでございます
が、今次国会に上程されております厚
生年金法は老齢年金と附加給だけはよ
ろしいのでございしますが、その他の問
題は全部下につておる、改悪になつ
ておるといふことを御説明申し上げた
い。

まず第一に、坑内夫の特例期間で
ございしますが、これは当時の委員がや
りましたときにはこれは三分の四とい
う特例期間を設けておりました。それ
を今新法でできたならばその特例期間
はずしてしまふといふことを言つてお
ります。それでなぜ特例期間を設けた
かと申し上げますと、その当時は坑内
夫は国家管理でございします。そうい
う国家管理であるという関係上から、
やはり早く石炭を掘つて出さないと戦争
に負けるといふところから、坑内夫を
優遇しまして三分の四といふものをつ
けた。現在の情勢と昭和十七年の情勢
とはほぼ似たり寄つたりの情勢でござ
います。そういうところから見ます
と、今後どうなるかと思ひます
と、坑内夫につきましてもやはり国家
管理といふ方面になるのではないかと
すらも考えざるを得ない。MSAを受
入れた以上はそういうかつかうになる
のではないかと考えております。前回
入れておつたのを今度ははずしてまた入
れるといふかつかうになりますので、
特例期間は一応認められております
が、新法ができましたならばはずす
といふことは、一応はこれを延ばさな
ければならぬのではないかと申して
考えております。

まず資格年齢の問題でござい
ます。資格年齢をただいま申し上げま
したように、一般を六十才、坑内夫を五
十五才、それから女子を五十五才とい
たします場合に、これも前回の審議会
におきましていろいろ説明を求めた
わけでございます。日本の労働能力と
それから外国の労働能力とはおのずか
ら限界がかわつていふことは私に考
えております。衛生関係も違つてお
ります。また作業関係も違つてお
ります。もう一つ、日本としましては所得税法におきま
して、われ／＼が扶養控除を適用され
るのは六十才でございします。それから
う一点は、われ／＼が勤めてお
ります。男子はたいして五十五才
もつて停年制をしかれていふ。そう
いふ場合に五年間のブランクができ
るまでもないかと考えております。そ
れで今後のわれ／＼の産業構造と停年制
の見直しといふものを、一応は審議会
でもつて審議しなければこの結論は生
れて来なかつたわけでありまして。そ
ういふ関係から社会保険審議会といた
しましては、これが一本の答申案にま
まらなかつたといううらみがあつたわ
けでございます。それで問題点にな
りますのは、やはり現在の五十五才を
六十才にした場合に、これがはたして可
能であるかどうかといふことを、ごく
簡単に、こういう問題があるといふこ
とだけ御説明申し上げたいと思ひま
す。坑内夫の現在の五十五才を五十五
才に引上げた場合に、これは金属鉱山で

あれ、炭鉱の鉱山であつて、または隧道
工事をやる石工さんであつて、この中
には今参議院の労働委員会の問題にな
つております。珪肺病といふ法律を議員立
法で出してありますが、あの法律に基
きまして、われ／＼が考えてみま
すと、珪肺に一度かかると、これは
絶対的に直すことができないといわれ
ております。金属鉱山で十年間働いて
おれば必ず珪肺になる。そうすれば二
十才で坑内に入りますと二十五才には
すでに珪肺になる。三十五才で立つこ
とはできない。それで労働病院では四
十才から五十五才ぐらいの人がす
ばた／＼と倒れていふ現状でありま
す。そういうことから五十五才に持
て行くのが坑内夫では無理ではないか
と考えております。それで六十才に
するといふ案でございしますが、これは
くまでも外国の案でありまして、日
本の体力、作業状況、こういうもの
からみ合せて、六十才にしてはたし
てそのとき以後何年生きるか、余命
の年数をはかつてもらいたいといふこ
とを申し上げたわけですが、まず日本の
労働者の余命年数がはつきり把握され
ておらない。それに持つて行つて外国
では六十才だからといふことを言われ
ておりますが、アメリカでは六十五才
でございします。そういうぐあいで外国
の例を一つ引いておきますと、日本とし
てのこういう制度はおそらく環境衛生
が違つていふ以上無理ではないかとい
ふことを申し上げておきます。

第二点は老齢金額でござい
ますが、この老齢金額をわれ／＼はフラット
額、標準比例制の二本建にいたしま
した。どういふ理由でわれ／＼として
標準比例とフラット額に求めたかと申

しますと、やはり現在恩給法でも職階制がある、また国家公務員共済法でもこのようにランクが認められておりますので、労働者の年金だけを上も下もないフラット額一本でやるというところが、どうも打ち出されております。社会保障制度を統合する場合に、はたしてこれが現実結びつかれるものであろうか。また結びつく場合に高い方に結びつけるか低い方に結びつけるか。その場合におそらく高い方の恩給制度をもつての方、また国家公務員の共済組合法の方をもつての方、こういう方がはたして厚生年金にくついで来るだろうかということが考えられる。その中間には船員法がございますが、船員法でございましてやはりこの厚生年金よりも上まわつたものをもち、先ほど申しました標準比例制の問題にからみ合せまして標準比例制が高いからそれに対するだけ向うが高くなりまゝです。そういう関係ではやはりこれにつきまゝは職階制——それに現在外国の例をとつても全部標準比例制になつてゐる。そういう関係で現在の、今度の提案の前の法律でございまして、これを見ましても標準比例でございまして、それをフラット額一本に持つて行くということは、おそろしく現在の段階では無理ではないかと考えまして、フラット額と標準比例制と二本建にいたしましたわけがあります。

それは現在の俸給の四〇％だけは見てやらなければいけないところから、三千円プラス標準比例制というところを出したわけでございます。その結果いろいろと審議の過程におきまして統一することができなかったもので、社会保険審議会の経過の中にもうたわれておりますが、われ／＼といたしましては若干歩み寄つて統一した答申案を出したいと私は苦慮したわけでございますが、結果的にはまとまらなかつたということで、現在の改正案が出された場合に、非常にあとの問題にさしざりがあるもので、皆様国会議員の方にはもう少し考へていただきたいと考へております。

次は、障害年金を二級にする、二級を老令年金と同額にするというのを言われております。それから遺族年金は老令年金の二分の一にするというのを言われております。そういう関係で皆様の御審議を煩わしたい、かゝうに考へております。

第三点の障害年金の問題でございまして、現在の一級、二級を一級、二級、三級、手当金という四つのランクにわけてありますが、この一級、二級、三級、手当金にはわれ／＼として異存はございません。異存はございませぬけれども、やはり先ほど和田公述人の方から御説明がありましたように、身体障害者の別表の方に異議があるわけでございます。これは審議を煩わしたということがいわれておりますが、私たちはこれに對して審議をした覚えはございません。はつきりと申し上げます。現在の法律の一級から二級に下つた分におきましては、「咀嚼又は言語の機能を廢した

もの」、この草案の百六ページ、それから「両上肢のすべての指の用を廢したもの」、これは十指であります。現在一級でございまして、これが二級に下げられておる、それから第三級、二級のものが三級に下げられておる。これは、「両眼の視力が〇・一以下に減じたもの」、「咀嚼又は言語の機能を著しい障害を残すもの」、第三点は「脊柱の機能に著しい障害を残すもの」、第四点は「一上肢の三大関節のうち、二関節の用を廢したもの」、第五点は「二下肢の三大関節のうち、二関節の用を廢したもの」、以上二級のものが三級に五つ下つております。なぜこれを私は問題にしますかと申し上げますと、一級、二級は遺族年金を支給するのであります。三級は遺族年金を支給しないというところがたわれております。そういう場合に、新法で三級に下げられた者は遺族年金をもらふことができなくなりますが、現在もらつてゐる人は既得権でございますが、これからの人は全然もらふことができないという矛盾がここに生まれて来ているわけでありまして、ここでやはりこういう問題につきましてももう少しわれ／＼として審議したら、と申し上げます、私はさつき肩書を申し上げましたように、難聴研究会の方で医学者の方と一緒に研究しております。難聴の人の専門研究会でございます。それから肺病の方も私はやつております。そういう関係上身体障害には特に関心があるわけでありまして、そういう関係からこの障害の問題についてわれ／＼としてはもう少し考へさせていただきたかつたのです。それから現在われ／＼が審議したいうちにこの法案が国会に上程された

ということにつきまして、私は非常に不満を感じておるものであります。次は業務上の疾病の場合には、現在は期間が六箇月でございまして、これはわれ／＼としてはあくまでもはずしでもらいたいという考へを持つております。どういうわけかと申し上げますと、仕事上のために好んでやをする人間はおらない、その場合にたとへば一月でも二月でも保険料を納めた場合には、やはりそれだけの権利を持つてゐるわけですから、被保険者という権利を持つてゐるならば、これはやはり労災及びこの障害年金の方にかけなくては行けない、それを追究いたしました結果におきまして、これは法案には盛り込んでおりませんが、われ／＼の意見が通つておりませんが、この審議委員会の席上におきましては、労災及び国家公務員恩給法は、こういうすべての障害に對しましては審査期間を設ける結果、この六箇月間の期間をはずすというところが相談し合はれてゐる、これに對してそういう意向がひとつも盛られていないというところについて、皆さん方にもう少し考へていただきたい、こう考へておるわけでございます。

その次は障害年金の算定方式でございますが、算定方式は現在までは最終の報酬の三箇月間の平均にかけ何箇月でございまして、それを今度は老齢年金と同じように全期間の平均を出すというところになりますと、これはわれ／＼としては改悪にひとしいものになつて来る、と申し上げますのは、三千円以下のものは三千円にまで上つて来まして、現在八千円が最高でございまして、そうしますと、これを平均すると五千円ぐらゐにしかならない、その五千円に對するところの率が出て来るわけでありまして、そうすると現在の七百四十万人の被保険者の、四百何十万といふ六〇％の人は全部八千円です。それだいたいこの人は最終報酬は三箇月間八千円を納めております。八千円かける一級は五箇月間、二級は四箇月、障害手当金は十箇月分でございます。一番最高の方は五万円それから四万円、手当金は八万円、こういうことになつておるわけですから、それを今度のような字句の書きかえ方におきまして非常に改悪になる、但しこれは既得権は認めるということでありまして、現在の疾病者だけであつて、新しく疾病する人にはこれが適用できないといううらみがありません。それで恩給法とか国家公務員共済組合法、障害法には、これは老令年金とそれから障害年金とが併給になつております。どちらの法律を見ましても併給でありまして、この厚生年金だけは老令年金が障害年金かどちらか高い方一本しかやらないという、こういうことになつて来ますと近い将来に社会保障制度審議委員会が統合するという案をつくつた場合、やはりこれは現在の二本建を併給されておつたものも一本々々切離してやるといふことがおそろしく可能であらうという考へがございまして、やはりこれをひとつつけなければいけない、ひとつつけることにおきましてこの保険料率というのに関連がありまして、非常に無理な厚生年金の操作をやらなければならぬのじやないかという考へが考えられます。この点につきましてこの件を皆さん方御審議をお願いしたいと考へております。

次は遺族年金の問題でございまして、遺族年金は先ほど申し上げました

少し皆さんの御審議をお願いしたいと思ひます。この女の方の六箇月を年間といはしますと——名前は隠しますが、現在二年間ぐらいで首を切つて行こうという会社がだん／＼出て参りました。これはなぜかと言つと、新代謝をしてなるべく新しい工員を入れて行こうというので、年とつた方は年ぐらゐでみな退職させようという方々を持つた経営者がおるわけであつます。そういう關係上、二年といふことになつますとこれは非常に改悪になりますので、六箇月間の現行通りに決めていただきたいということを皆さんにお願ひしておきます。

次は料率の問題でございますが、これは保險財政でございますので、この料率につきましては若干経営者側ら反對がございしましたけれども、現在の情勢からいたしまして一万八千円になりましようが三万六千円になりましようが、やはり千分の三十という保險財政にしないと、完全附加式ということになると非常に問題があります。それね／＼として千分の三十でよろしいという線を出しておりますので御審議をお願いいたします。

それから國庫負担の問題になります。が、國庫負担の問題につきましては、今回の国会におきまして予算で一割から一割五分にはね上げて、二億五千万円出すからいいではないかということを言われておりますが、これはわれわれといたしましてはあまり関心はございません。と申しますのは、今度の給付内容は——坑内夫でございますが、坑内夫の三千二百名につきまして、やはり現在の三万円が三万六千円になりました。それに対する國家補償

がございしますが、国庫負担が現在は一割でございます。二割でございしますので、これを一割五分に引下げの必要はない。二割は二割でございまして、一つも関係がない。だから国家補償は三分の一というのを要求してございます。この一割五分になりますと、若干ひつかつて来ますのは比較給の問題だけであります。その他の問題は、障害年金にいたしまして、障害年金は現在四万円をまだ下まわつておる。というの、三万円になりましたら——三千円の老齢年金が十二箇月で三万六千円、そうすると現在の八千円の四箇月でございまして、四八、三二、三千円にいたしましてようやくとん／＼でございしますが、そういうことでほかの問題につきましては、一般の十分の一を十分の一・五としたことはあまり影響しない。国家への影響としては、二億五千万円に手をつけないでいいのではないかと私は考えております。

次は特別会計になっております現在問題になつておる積立金の問題でございますが、積立金は現在八百億ばかりございします。これが昨年、昭和二十八年の場合でも、特別会計の中から一般会計の中に三億八千七百万円繰入されております。それも事務費、手数料を差し引いて三億八千七百万円でありまして、このようにわれ／＼労働者と使用者側と両方で出して積み立てましたこの金額の利子、政府が特別会計から一般会計にただりするような方式はやめてもらいたい。そういうお金がございますならば、われ／＼は住宅で困つておりますから、住宅の方にでも——参議院の本会議を私は傍聴に参りました、自由党の方も、改進黨の方も、

緑風会の方も、社会党の方も、全部住宅の問題にこだわつております。こういう金が余つて一般会計にまわるようございまして、どうか住宅を一軒でも建ててもらいたい。

以上をもちまして、ごく簡単にございしますが、私の公述を終わりたいと思ひます。

○青柳委員長代理 ありがとうございます。次に近藤公述人の御発言を願ひます。

○近藤公述人 私は大阪市立大学の商学部部長を勤めております者で、社会保険制度審議会の委員の末席に列しておるものでございします。今回の厚生年金保険法案の提出にあたりまして本日公述をせよとの話でございしますが、私の最も遺憾をいたしますことは、このように法案を御審議になる場合に、その前提となるところの予算的措置がすでにきまつてゐるという点でございします。すなわち今後国会におきましていろいろ御審議が行われることと思ひるのでございしますが、それはすでに決定した予算のわくの中で行わざるを得ないということになるのではないかと思ひるのでございします。もしはたしてそう

でございしますならば、そのこと自体に私は多大な疑問を持たざるを得ないものであります。ただ厚生年金保険につきましましては、すでに七百数十億円の余裕金及び積立金がございまして、これが二十九年年度にはさらに三百二十六億円ほどふえるような見通しでございします。この積立金の利子の点に何らかの措置を講ずるならば、多少の財政的な余裕がここに出て参りまして、制度をつくり上げて行きますところの財源

になるのではないかとというふうな点も考えられますから、そういうようなことを含めまして簡単な私見を述べさせていただきます。御承知のように、この制度を法律案として御提出になるに先だちましては、それ／＼社会保険審議会、さらには社会保険制度審議会に付議されまして、各界の意見を求められたのでございします。そしてその一部を取入れられまして、本日の御提案の法案をおつくりになつたのでございしますが、社会保険審議会におきましては、労使の委員、公益側の委員の御意見が一致いたしませんでしたために、むしろ政府はそういう事情があつたことを前提とされたとは申しませんが、原案をそのままで推進されて今日に至つたのではないかと、いろいろな感がないわけではございしません。しかし私が委員として末席を汚しております社会保険制度審議会におきましては、満場一致一つの結論を見出しまして政府に答申をしておるのでございします。しかるに政府は、その答申の中でわずかに脱退手当金についての審議会の見解を尊重されたにとどまり、審議会が最も重要視いたしました各種年金制度との調整、整備、年金額の引上げ、さらには積立金の運用などの点につきましては、ほとんど何らの考慮をも払つておられない感が深くございまして、この点はなほ遺憾と言わざるを得ないのでございします。審議会がどういふ見解を持つていたかということにつきましては、すでに皆さんが御承知でございしますから、あえてここで繰返す必要はなからうと思ひます。本日は私個人としての資格で意見を述べるのでございしますが、右

審議会の見解をも援用させていただきます意見を述べさせていただきますと思ひます。

まず第一に、右の答申におきまして、最後のところでこのように述べております。「公私の被用者を問わず、各種年金制度は、厚生年金保険法を基礎とすべきであり、たとえば、健康保険法が、現に行つてゐるごとく、すべての被用者を厚生年金保険法の被保険者とし、その上で必要に応じ代行等の途をひらくべきである。」こううたつてゐるのでございします。厚生年金保険こそ、全国民を対象とする国民年金保険制度を将来確立するための礎石となるべきものであるから、現に行われてゐる国家公務員の恩給制度や共済組合制度を認めるとしても、それは厚生年金保険法において除外するのではなく、一応は公務員にも厚生年金保険法を適用し、その上で代行させるという方法をとりつておく方が、将来国民年金制度を確立する場合にも論理が合うのではないかと考えたからであります。また現に健康保険法におきましては、国家公務員とその被保険者としております。そして第十二条におきまして「国ニ使用セラルル被保険者又ハ地方公共団体ノ事務所ニ使用セラルル被保険者ニシテ他ノ法律ニ基ク共済組合ノ組合員ナル場合ニ於テ其ノ被保険者ニ対シテハ本法ニ依ル保険給付ヲ為サズ」と定め、共済組合に代行せしめてゐるのであります。それにもかかわらず、今回の改正案におきましては、かたわら民間労働者については健康保険法とまつたその被保険者の範囲をひとしくしながら、公務員につきましては、現行法と同じように、改正法案

におきまして、その第十二条において公務員を適用除外としてゐるのは、どうもふに落ちないのであります。そののみでございせん。内閣総理大臣は、先般市町村職員共済組合法案要綱なるものを社会保険制度審議会に諮問せられました。市町村職員につきましては、現に何らの年金制度を持つていないものがあるでございします。これは厚生年金保険法をむしろ適用すべきものではないか、そしてその上において共済組合との問題を考えるべきではないかと思ひますが、ここに

おきまして厚生年金保険法にむしろ持込まない、その逆の方向へ持つて行くとする見解をとりつておられるこの政府の態度は、はなはだ不可解といわざるを得ないのであります。しかもこのような考え方は、昨年制定せられました私立学校教職員共済組合法の場合におきましてすでに示されてゐたのであります。このような態度を政府がおとりになりますならば、年金制度の整備、調整はますます困難となり、憲法第二十五条の趣旨をはなはだしく遠ざかつて行くのではないかと懸念いたしますので、先方御審議の際にひとつこの点をよくお考え願ひたいと考えるのであります。もちろん公務員の恩給制度を含めまして、全被用者を対象とした新しい総合的年金保険制度を確立するということは、これは

そのためには、ただちにその制度を確立するための準備としての企圖を立てるべき必要があるでございまして、社会保険制度審議会は、前述の答申においてその必要を指摘いたしておりました。さらに三月一日付で建議をもちいた

にございしますが、政府が特別会計から一般会計にただりするような方式はやめてもらいたい。そういうお金がございますならば、われ／＼は住宅で困つておりますから、住宅の方にでも——参議院の本会議を私は傍聴に参りました、自由党の方も、改進黨の方も、

緑風会の方も、社会党の方も、全部住宅の問題にこだわつております。こういう金が余つて一般会計にまわるようございまして、どうか住宅を一軒でも建ててもらいたい。

以上をもちまして、ごく簡単にございしますが、私の公述を終わりたいと思ひます。

しております。即刻そういったような企画を政府が行いますように、この法案を御審議のときに附带的に何らかの希望を述べたい。ただ、よくおとりはかりができませんでしたならば、しごく幸いだと存するのでございます。

そこで今回の厚生年金保険法の改正にあつては、今申し上げましたようなわけでございまして、まず第一に公務員を同法の被保険者として、そして恩給法及び共済組合法による代行の措置をとる、そのため必要とあれば、右関連法の修正をも同時に行われんことを切望してやみません。

第二に年金額の引上げでございますが、これにつきましては、社会保障制度審議会の答申は、すでに申し上げましたように、労使、公益その他各委員の一致いたしました一つの見解を示しておるのでございまして、私はこの見解を支持したいと思つております。すなわち今回の法案を見ますと、月額一千五百円というきわめて低い定額に、わずかな報酬比割合を附加するという考え方でございまして、かりに平均標準報酬一万円の方を例にとつて考えましても、二十年間被保険者であつた場合でも、月額一千円という標準報酬が附加される案になつております。これによりますと、最低の標準報酬三千円の場合には、報酬比割合はわずかに月額三百円となり、定額分を合せても月額は一千八百円にしか当らないことになりまして、十五年で年金を受取られるような方について見ますならば、年金額は月額一千七百二十五円でございます。現在生活保護法で六十才以上の男一人世帯のものに支給される生活扶助の月額額は、最も低い地区で見ますと一千七百

四十円、最も高い地区で二千四百四十円となつております。しかもこの上に、三百六十円から五百四十円程度の住宅扶助が加はるといふ点を考えます場合、改正案に示された年金額の最低がいかなるものであるかというところは、おのずから明らかとなるのではないかと存じます。もつともイギリスの制度を例におとりになりまして、生活扶助より下まわる年金額であつてもかまわない、こういうような御意見をお持ちの方もあるいはあるかと思つてございまして、しかしながらその点につきましても、すでにイギリスにおいても、そういった年金額は問題であるというふうにいわれておるのでございまして、ことにイギリスの場合と違ひにはその絶対額において非常に低いのでございまして、どうしてもこういうような低いものでは年金としての存在価値すら疑わざるを得ないといふことになるのではないかと存じます。そこで私は社会保障制度審議会の方では月額三千円程度の定額制を主張したわけでございますが、この金額は実は昭和二十五年に社会保障制度に関する勧告を同審議会が行つた場合に採用した月額二千円程度と定めた年金額を、当時から今日に至りますところの賃金の上昇率をかりに五割と考へまして、

さうして計算したところのものでございまして、それから、二十五年の月額二千円というものは、当時の標準報酬を八千円と見まして一応計算されているのでございまして、これは個人として二千人でございますので、これに扶養加算とかあるいは勤続年数加算等を加えますと、大体四千円見当になるとい

う当時の計算で、標準報酬の、つまり賃金の半額ぐらゐのものを年金にすればいいのじやないかという考え方が出ておつたものでございまして、これは現在のイギリスの場合におきましても、大体三人世帯において月の平均の収入が三万円である、これに對して年金が一萬五千円というふうになつておられますと大体調子が合うのではないかと存じますのでございまして、そこで今回の場合におきましては、二千人を三千円といたしますと、扶養加算の面におきましてもそれ／＼五割増しとして計算いたしますと、妻の場合は一萬五千円、子供の場合は七千五百円が加算されます。そこで三人世帯となりますと、月額は五萬二千五百円となるのでございまして、先ほど末高先生はILOの基準を問題にされたのでございまして、あの場合の四〇％というのを妻を含めての場合でございまして、妻を含めて四〇％というILOの基準を末高先生が例にとられましたところの月額一萬円という計算で参りますと、月に四千円以上あればいいといふことになりまして、私の申し上げました本人三千円、妻一千五百円の計算で行きますと、四千五百円ということになります。こういうような形のものでございまして、さらに私はそのほかにも年数加算をつけるべきだと考へるものでございまして、従ひまして、十六年以上被保険者であつた方につきましては一年につき三千円の三十分の一の加算を行つたものと、二十年間被保険者であつた者の月額年金額は三千五百円、三十年間被保険者であつた者の月額年金額は四千五百円、これ

に扶養加算を加えますと五千七百五十円あるいは六千七百五十円となりまして、年金額としてはまず妥当に近いところのものになるのではないかと存じます。もつともこういうような数字をお示しいたしますと、現在三千円とか四千円とかいふ低賃金をとつてゐる者といふやうなバランスがとれるのかという御意見もあるいは出るかと思つてございまして、そういう賃金をとつておられる労働者があるとするならば、問題はむしろそういう低い賃金が存在しておるというところにあるわけでございます。それから、厚生年金の改正法案を考へます場合におきましては、今申し上げましたような計算で行つても何らさしつかえないといふふうに私は考へるものでございまして。

それから改正法案が保険給付及び保険料の計算の基礎となる標準報酬の最低を月額三千円と定めておられるのでございまして、そういういたしますと、年金額もやはり三千円を最低とするものでなければ生活保障の趣旨は貫徹されないのではないかと存じますのであります。なお、年金額を定額とせず報酬比割合を附加するといふこの御意見については報酬比割合を加味することに對して絶対に反対というわけではございませぬ。しかしながら建前として社会保障制度の観点から申しますならば、むしろ報酬比割合は退職金制度でもつてまかなうべきが本筋ではないか。恩給、共済組合の例を先ほど小西さんはお出しになつておられますが、恩給あるいは共済組合の場合におきましては退職金のものが含まれておるといふことを見のがしてはならないと私は思ふの

であります。そこでむしろ私どもとしては中小企業にも退職金制度が確立されるような何らかの措置が必要だと思つてございまして、そういうものができ得ないから報酬比割合を加味せよ、こういう御意見は確かに一つの筋は立つておるのでございまして、そのために退職金制度というものをかえつてつくらなくせしめる、さうしてそれによつて大企業と中小企業とのアンバランスをますます／＼さういふ面において高めて行くといふことになりはしないかといふことを逆に懸念せざるを得ないのでございまして。

それからアメリカの社会保障制度に報酬比割合だといふような御意見もあるやうであります。アメリカではさういふ方法をとつておりますために、逆に低いところの年金をもらふ人に対しては雇主の方は相當の附加給付をする、さういふ附加給付をせよといふふうに労働組合が要求して、労働協約によつてさういふ制度をつくり上げていくといふ面もあるものでございまして、さういふことも私は参考になるのではないかと存じます。しかしながら現実の問題として考へれば、退職金制度の確立は中小企業の場合においてはなかなか／＼むづかしい。また報酬比割合でやるためには労使双方が保険料の負担を納得する、さう言われましてならば、報酬比割合附加といふことに絶対に反対するといふものではございませぬ。しかし少くとも今日の段階におきましては、負担の増加に對しましては標準報酬のわくを八千円から一萬八千円に上げる以外に納得しおられないのでありますから、私は今回の改正におきましては絶対的な金額を引上げる意味

においてフラット制を主張したのでございませう。もしフラット制を実施しないという事になれば、おのずから定額制は低くなりまして、低賃金の労働者の人々に対しては不幸なところの結果が出て来るのではないかと考へるからでございませう。それから現実の問題として老齢年金を受取られる方はこの数年間きわめて少数であるという事をこの際考へておく必要があるのではないと思ひます。

それから保険料を報酬比例で出しているから年金も当然報酬比例でなければならぬという御意見があるものでございませうが、しかしながら二十年間という長期にわたつて保険料を払う場合を考へますと、普通の労働者の方は二十年間に賃金が上るわけなんです。だから二十年間というものを平均的に考へてみますならば、大体労働者の賃金と同じようなものになるのではないかと。ただ違つておるとするならば、産業別の賃金較差、それから初任給がたとへば大学を出ているから、出ていないからという事によつて差等が設けられておる、それが引續いてつと尾を引いて将来の賃金の大きい差をかかえておる、こういう点にあるのかと思ひるのでございませうが、この点は産業別賃金較差、それから学歴による賃金較差といふものは、社会保障制度によつて所得の再分配を行い、全労働者階級としての立場から問題を考へるのが妥当ではないかというふうにむしろ私は考へますとともに、さらに今日の恩給、共済組合等の制度にとりみ合されませうならば、この報酬比例なるものは、平均の標準報酬で行くべきでなく、最終の報酬というものを基礎にし、少くと

も最終五年間といつたようなものをとらえまして、その間の報酬を前提にお考へになりませんと筋が合わないと思ひるのでございませう。その上報酬比例制をとりますときには、積立金の運営の困難、さらには事務量の上におきまして相当の手間がかかるのではないかと思ひます。またそういう形で積立金をいたしました場合のインフレーションへの影響は、フラット制の場合よりもはなはだしく大になるのではないかと思ひるのでございませう。むしろ労働者の立場から言ひますならば、そういう問題よりは、この年金を物価にいかにしてスライドさすかという事を考へるべきでございませうが、今回の法案におきましては、この物価にスライドさせて年金に幅を持たすという考へがはたしてあるのかどうか、私は疑わざるを得ないのでございませう。もつとも報酬比例分を附加することを主張されませう方の中には、労使負担をふやせとすも、国庫でそれを負担すればよい、こういうような主張をされる方もあるやうでございませう。これは確かに一つのりくつでございませう。率直に申し上げまして、防衛費あるいは軍人恩給といったものにどれだけの予算が注がれておるかという事を考へます場合に、国庫からそういう一たつた財源を厚生年金の方に出していただくという事は筋が合つておるとも思ひるのでございませう。しかしながら私は、現在の年金制度は賃金労働者のみを対象にいたしておりまして、広く国民を対象にいたしておりませう。そういう場合にあまりにも多くの国庫負担を求めるのは問題があると思ひます。先ほどから主張されておられます皆さんの御意見にありま

すように、大体三分の一、三割といつたところまで定めるべきだと思ひるのでございませうが、さしたつてはいろいろなる事情もございませうし、今回の法案の御審議にあたりましては、三割とか三分の一とか申しまして、すでにそれは予算的にきまつておる以上出つてはならないのでございませうから、私は二割といふ線をここに強調いたしますとともに、給付金の二割国庫負担は積立金の利子の操作によつて出て来るのではないかと、こういうふうに実は考へる次第でございませう。この点ひとつ御審議の際に御参考にしていただきたいと思ひます。

第三に、改正法案では、障害年金や、遺族年金につきましては、その金額が現行法で計算されました場合よりも下まわることがあるという点でございませう。そのために法案ではそれの特例が設けられております。現行法における期待権を尊重するという建前がとられておりますこのこと自体すでに年金額が現行制度よりも悪くなるという事を証明しておる次第でございませう。この点を解決しますためには、私が主張いたしました三千円フラット制といふものをする必要がどうしても起つて来るのではないかと思ひます。ことに遺族年金の年金額を老齢年金の二分の一としておられますが、これは私どもも老齢年金と同様にすべきか、少くとも三分の二程度にすべきものであると考へるのであります。また障害年金も第一級につきましては月額四千円、第二級につきましては三千円、こういうふうなものにはどうしてもしなければならぬと思ひるのでございませう。

第四に、脱退手当金の問題でございませうが、これは先ほどから皆さん方が言つておられます意見の中にもございませう。年金制度が国民全般に及んだ場合においては理論上存在の余地を認めることができません。しかしながら現在のような厚生年金保険法の建前から申しますならば、脱退手当金といふものは、やはり何らかの形において残すべきだと思ひるのでございませうが、すでに御承知のように、現行法におきましては本人の死亡の場合、それから五十才以上の老齢に達した場合にのみ脱退手当金は認められておるのでございませうから、先ほどの公述の方の中にお考へ違いがあるのではないかと考へるかと思ひますが、本来の意味の脱退手当金といふものは、実は現行法でも認められていないのではないかと私は思ひます。今度の改正法におきましては遺族年金の形がかわりましたので、死亡に対する現行法の脱退手当金は必要がなくなつたのです。それから老齢者に対する脱退手当金は、五十才が五十才以上上つておるのでございませうが、老齢年金をカバーする意味の脱退手当金が残つておるのでございませうから、そういう意味において、脱退手当金という言葉が妥当であるかどうか、私は実は疑問を持つております。この点女子の場合につきましては、厚生当局は最初考へが大分違つておつたのでございませうが、最後のところでは二年以上の者に脱退手当金を支給するといふふうに改正されて御提案になつておりますが、私はこれは、できましてならば一年以上くらいのところまで持つて行つたらどうかと思ひるのでございませうが、この一年にするか二年に

するかという問題よりは、むしろ脱退手当金の金額が問題でございませう。これを本来の脱退手当金として保険料を返すのだという考へ方で行きませうと、金額は非常に少くなるのですが、女子の場合においては、大体やめる人は結婚をするのだというふうに考へますならば、一々結婚をするとかせぬとかいう事を調べずに、結婚をするという前提でこれを一つの給付というふうに考へますならばそういう保険料を返すという考へ方を前提において計算した金額でなしに、もう少し大きな金額になるのではないかと、こういうふうに考へる次第でございませう。しかしこれにいたしましても、脱退手当金につきましては、二つの審議会の意見を政府が尊重されましたことは非常にうれしい点だと存じます。

それから第五に標準報酬の引上げ、老齢年金支給開始年齢の引上げの点でございませうが、これは私大体において賛成でございませう。標準報酬は三万六千円あるいは二万四千円まで引上げるべきだといふ議論も成り立つのでございませうが、現在の場合、ことにフラット制を主張する私といたしましては、一万八千円の標準報酬でいいのではないかと思ひます。老齢年金支給開始年齢は五十五才を六十才に引上げるのでございませうが、これは先ほど小西さんと言われたように、確かにいふ／＼問題がございませう。私は坑内夫五十五才というのを五十才くらいにしてもいいのじやないかというふうにも考へるものであると同時に、実は坑内夫以外の重労働者に対しましても、坑内夫と同じような取扱ひをすべきではないか、こういうふうに考へております。

退職の年齢、つまり停年制という問題に関連いたしましては、年金の方を六十才に引上げることによつて停年制の五十才とか五十五才とかいうようなものを打破する方向にむしろ労働者側としては持つて行くべきではないか。現在はあるほど失業問題等がございませう、そういう考え方は現実と合わないといふふうにおつしやるかも知れませんが、いつまでも日本は失業が続くという前提でものを考えることに私は反対でございませう。失業がなくならないといふことを前提にものを考えるべきであり、そのためには厚生省が今六十才に引上げられる場合、二十年の間に六十才に引上げられるという措置をとつておられるのでありまして、これはまことに賢明なやり方であると思ふのでございませう。それから遺族年金を本来の姿にもどされたこともしごく賛成でございませう。

しかし最後に私何としても納得できないのは、国庫負担の一般年金について一割五分にとどめておられる点と、それから積立金の運用について何ら法律的な規定を設けておられないという点でございませう。軍人恩給に対しては六百三十八億四という膨大な予算を立てておられる政府が、厚生年金保険には八億八千八百萬圓という予算しか出しておられない、こういう点はどうしても納得ができませんのでございませう。かりに一割五分の国庫負担を二割に引上げたとしても、その財源は二億五千萬圓でございませう。これは利子の操作において出て来るのではないかと、いふふうには私は大ざっぱに考えておりますが、その点ひとつぜひ御研究をお願いしたいと思ひます。もつとも

大蔵省は今年度は二億五千万圓だが、だん／＼これがふえて行くだろうといふことを言われるでしょう。しかし国庫負担がだん／＼ふえて行くという問題につきましましては、積立金をどういうふうにつくり上げて行くかという問題と関連をするのでございまして、積立金運用の問題、積立金をどういう方式できめるかといふこととつき合せて問題を解決すべきでありまして、ただ単に二億五千万圓がだん／＼ふえて行くかといふだけのだといふような見方では結論は出て来ないと思ひます。いずれにいたしまして、今回の改正案につきましましては、いろいろ問題があるようございませうが、たとえば五人未満の事業場の労働者の人たちにこれを適用するかせぬかという問題がまずございまして、たつて問題になると思ふのであります。これは厚生年金保険だけでなく、健康保険についても同じ問題があるものでありまして、それをただちに実施するといふのは私はちよつと無理ではないかと思ひますので、実施する方向に進むべきであるけれども、今回の改正案におきましてはこの点はやむを得ない、こういうふうな考慮をわけでございませう。

そこで私といたしましては、先ほど申し上げましたように、年金額を引上げていただくこと、遺族年金の金額をかえていただくこと、障害年金につきましても同じような考え方、それから積立金の運用につきましてもいろいろお話が出ておりますので、私は大体皆さんと同じような考え方でございまして、この積立金をまず第一に厚生福祉の面におきまして使つていくことで一定のわくをきめて、それ以上に余

裕があるならば、それは一般産業資金として使つてもいいといふような何らかの法的な措置をとり、審議会等を設けて民主的に運営していただきたいものだと思ふのでありまして、こういうような積立金の運用に関する規定を新しく設けていただくこと、それから先ほども申し上げましたように、公務員に對しまして、この法律を適用するような修正がしていただけないものかといふ点、そのことによつて将来の国民年金制度確立への道を一步開いていただく、こういうことができますならば、非常に飛躍だと思ふのでありまして、それこそ賃金労働者のみならず、それ以外の年金には何らの縁も現在ないところの農民の方々におきましても非常に切望せられるところであらうと確信してやまない次第でございませう。

以上簡単にございませうが、私の意見を述べさせていただきます次第であります。

○青柳委員長代理 次に今井公述人の御発言を願ひます。

○今井公述人 なるべく今までの公述人の申されたことと重複しないようにして申し上げたいと思つておるのであります。審議会にひつぱり出されて、今回の厚生年金法の改正にあたりましては、厚生年金の方の部会長を仰せつかりまして、労使の話し合いのとまりとめにより、徴力を尽しましたが、実は私の率直な感想をいいたしまして、この問題はもう少し両者の意見の合致が得られてしかるべき問題ではないか。ところが合致いたしました点は、国庫負担をふやせといふくらゐな点であります。それから保険料を上げてはいかぬといふよう

な点は合致いたしました。あとはほとんど食い違ひが多かつた、こういうふうな大ざっぱに申し上げられるのでありまして、この点はなほ遺憾に存じたいのであります。しかしながらこれを今一步下つて考えますと、現在のこの段階におきまして、厚生年金法の全面改正が必要であるといふことにつきましましては、異論がなからうかと思ふのであります。その改正をどの程度に行うかといふことにつきましましては、これはいろいろ意見がわかれるのがむしろ当然かと思ひます。その間、今回の政府原案はいろいろ苦心をされた跡も見えないわけではございませうが、何と申しましても、いわゆる中間、結論的に申せば中間的措置といふ以上には出ないようによつて考えられる次第であります。結局二、三年後にはどうしてもまた大手直しをしなければならぬといふふうにお見受けする次第であります。

特に私も感じます点は、結局日本の社会保障といふものをどういう方向へ持つて行くかといふ点につきましまして、まだ／＼国民全般にもまた政府当局その他関係者の間にもかなりな認識の食い違ひがある。日本のようなこの国民経済の貧弱な国におきましては、どうしてそういう絵を描いたような社会保障はでき得ない、こういう御意見が一方にありますと同時に、そういう国であるからこそこかえつてより緊要性があるんだ、またかえつてアメリカのような国の方がむしろ社会保障におきましては制度的に不完備であるといふような意見もございませうが、その間にありまして、現在の社会保障関係の諸制度はそれ／＼ばら／＼に、各

省と申しますよりは、むしろ各局別に食い違ひを示しておられて、それからいふ／＼の不公平、不調和を来しておることはすでに御承知の通りであります。特にこれに對しまして、一方におきましては、さつそく一元統合という意見があり、またそれは無理だといふ意見が出ておられますが、少くともわれわれはこの段階におきまして、将来の構想のもとに一步を進めるといふ考え方を常に持たなければならぬのじやなからうか。社会保障といふものは、今の民主主義の初歩の段階におきましては、いづれかと申しますと、ここに社会的に改めなければならぬ人間を個別的にとにかく強調され過ぎる。いまだこれを全國民経済的な、全國家的な、社会的な視野におきまして最も公正に、最もバランスがとれて、組織的にこれを最低生活の面で拾ひ上げて行く、こういう観点が一様に抜けていてまだ十分なる時代に、厚生年金だけに非常な理想を求めることも困難であらうといふふうには私も感ずるのであります。

特に厚生年金におきましては、その中心をなしますところの老齢年金の受給者がまだ発生しておりませんので、率直に申しまして、労使ともにこの問題に関する具体的な身近な体験がございせんから、それがまたさらにこの意見の統一に困難な前提をなしておるようにお見受けしたのであります。しかしながらさらに一步下つて考えますと、この問題は決して厚生省の一保険局あたりで解決するようないやうなまやましい問題でもないかと存じます。日本の人口が将来いかにやうになつて行くか、さらにその雇用体制がどう

なるか、産業構造がどうなるか、また人間の寿命がどこまで延びるか、あるいは先ほどやかましくつたところの停年制の問題等がどうなるか、中小企業系がどうなるか、いろいろの問題を総合勘案いたしまして、そうしてその具体的な数字につきまして確固たる基礎を置いた結論を出さなければ本格的な厚生年金というものは打立たたない。

ところが今回出されました政府の原案は、厚生省の一部局で、単に一、二年苦勞されたというだけのせいもありまして、至つて資料が不足であります。早い話が、石炭関係で本年から三千人ばかりの受給者が出るはずである。ところがすでに昨年の石炭の企業整備におきまして首になつた諸君が相当おるのではありません。従つてはたして何人出るのかわからぬ、また日本全体の余命年数はわかりませんが、勤勞者の余命年数、ことに厚生年金の受給者の余命年数というものは全然つかんでおられない。また女子にいたしましては、一つの企業体におきましての勤続年数はわかりませんが、女子全体の勤続年数というものは全然つかまれておらないのであります。いわんや先ほど小西君の言つたように、廢疾者の余命年数などというものはもちろん全然つかめませんで、よく生命保険で使いますように、十九世紀のドイツの数字をそのまま使わなければならぬというふうな基礎で出されておるのであります。もちろん今のいろいろの年金制度は、大体その程度の資料でやつておるのでありますから、厚生年金だけを責めるわけには行かないかと思ひますけれども、それにいたしまして、そういう

た問題につきまして、事前にもつと大規模な調査会等を持ちまして、官民の協力のもとにいま少し議論というものを重ねましたならば、死因のよいいを繰返すようでありますが、もつとりつばな、もつと勞使の意見の合致したものが得られたのではなからうか。私はおそろくこの案は二、三年後には必ず改正を要すると思ひますので、むしろ今からこの欠陥は調べてほしい。特に御承知の通りアクチュアリーな専門家の計算と申しますものは、いづれにいたしましても、過去の数字というものをそのまま引伸ばした計算以上はできないというのが原則でございます。ところが日本の経済、日本の人口、日本の衛生環境というものは、今や変転期にござります。特に長期の計算をいたします場合には、こういう問題はやはりわれ／＼しろ／＼の考えとしてはどうしてもある程度織り込まなければならぬ、特に最盛時には五十年後に二兆何千億というふうな巨額に上るところの積立金というものは、国民経済にどういうふうな影響を与えるかというところまで掘り下げなければ、ほんとうの改正にはならないかと思ひるのであります。その意味で今回の改正というのは、悪く申せば間に合せの改正に出ない、かような感じを一般的に持ちます。しかしそれでも現在の段階がやる必要のある段階である点におきまして、私は別に異論をさしはさまうというものではないと思ひます。しかしながらその内容に關しましては若干の問題点を私も前公聴人と同じように持つておるのであります。

問題は、一番大きな議論の点はこの額の問題、それから定額と報酬比例の金の運用の問題、あるいは積立金の運用の問題等であらうかと思ひますが、この額につきまして私には一番この問題に關心いたしました感じがしました。まだ日本には最低賃金というものが、すでに労働省におきまして五年間勉強されておりますが、全然結論が出ておりません。こういうた際に本格的なものををつくれといつてもこれは若干無理という感じはいたしました。特に私どもとして驚きましたことは、先ほどお話に出しましたILOの国際最低基準の問題であります。すでに条約に参加しましてから足かけ三年、この際以前から未熟練工の賃金の四〇％ということははつきり出されておる数字であります。私どもは今回のこの定額額が妥当であるかどうかということに判断いたしましたために、公式に労働省を幾らと考へておるか、もしも一本の数字でなければ最高最低でもよろしい、そういう説明を求めたのであります。それが、遂にこれは答弁できないという御返事しか得られませんでした。標準賃金まで勉強されようという労働省が、すでにILOには責任者として出席されておられるのかかわらず、こういうた非協力的な政府部内不統一というものは非常に遺憾に感じた次第であります。従ひましてそういう角度から幾らがよろしいかはわかりませんが、とにかく生活保護等の関連から申しましても、現在の額が相当に低きに失する。特にいろいろの面におきまして特例を設けまして、いわゆるレベ・ダウンを防ぐような計画性が入つておるといふことから見ても、額全体の低いことは確かであります。し

かしながら勞使ともにこの際負担の増加は困るということをはつきりおつしやつておられるのです。私は問題点はそこにあると思ひます。先ほど近藤教授のお話にもありましたように、これが国民年金でありますならば、国庫負担に關しても全然文句ないと思ひます。いかようにふやすこともけつこうだと思ひますが、しかしながら現在国民の一部でありますところの勤勞者並びにその事業主の負担というものに対しては、出さす国庫負担ということになりますと、これはおのずから限度が出て来ることは理の当然だと思ひます。もちろん中に非常に特殊なグループもないわけではなからうと思ひますが、そういうた賃金問題は別途最低賃金法等によつて解決さるべきでありまして、少くとも現在職を得ている人並びに人を雇つてゐる人、そういうた諸君がもしも日本の国内において負担能力がない、この中にはしかも大会社も、何十万という所得の人も入つておるのです。が、そういう人も負担能力がないということになりますと、どこに負担力を求められるか、もちろんこういう制度によりまして生活保護法の額も減るであります。さう、さらにまた資本蓄積にも大いに貢献するであります。その他また現在のこの予算中におけるいろいろの国民各層における税負担の権衡をいたしたならば、もちろん相当の国庫負担はいたしてしかるべしというりくつは権衡上立つてありまして、が、しかしながら国民全体を強制するものではない意味におきまして、そこに限度がある。その限度は幾らかというところは、これは非常にむずかしい問題でございますが、私の見方では、先

ほどの近藤教授のおつしやつた線あたりがまずあらゆるバランスからいって常識的でなからうかと感ずる次第でございます。

定額と報酬比例制につきましては、私は勞使の意見を拜聴いたしまして、むしろ意外に思つたのであります。普通フラットを要求される労働者が報酬比例を要求され、普通能率給的なことをおつしやる経営者の方が定額制をおつしやる。普通とはあべこべであります。もしこれが社会保障というものと賃金というものは全然違うんだという観点からおつしやつておるならば、これはまた話は別であります。この考え方、率直な感想を申し上げますと、どうも徹底しておらないような感想を持ちました。すなわち一つの企業にずっと長く勤続するという人のもの、と、転々と企業を移つて、最後に年をとつてもう一人と、むしろ救われるべきものは後者であります。重点を置くべきものは、そういう職場を追われて行く人でありまして。ところが経営者側のおつしやるお話の底には、私口から何つたものではありませんが、私が断片的に賃金問題等で各大企業の経営者の諸君とお話申し上げておる間に感じますことは、自分の企業に長期勤続してやめて行く功勞者には、相当莫大な退職金を惜しむものではない。企業の経営に参画したのであるから、そういう人には大きな退職金をやつてむしろ鼓舞したい。しかしそれを社会連帯の形においてよそへ出すことはごめんだ、こういうた思想がどうも含まれておる。これは邪推でないように、私のお見受けいたしますし、現にはつきり私の耳で何つた例も一、二にしてと

どまらないのであります。これは賃金の思想であります。しかし社会保障は決して賃金問題ではないと思ふのです。いわゆる社会連帯によりまして、少くともお互いに最低生活をカバーし合ふという建前でありまして以上は、これは得をする企業もあれば、損をする企業もある。もちろんそのほかにその企業が退職金を出されることは、少しもさしつかえないことではあります。そういつた面を削つてでも、こちらの方へ出すという考え方が乏しいように実はお見受けしたのを遺憾とするのであります。すなわち中小企業の負担力がないというお話であつたけれども、中小企業の方はおおむね賃金ベースが低うございまして、従つてその負担増というものは、それほど大したものではありせん。いづれにいたしましても賃金に對する一・五%、あるいはそれ以下の負担であります。賃金に、遅欠配などが起るような中小企業では賃金そのものが問題でありますけれども、少くとも賃金が払えますところでは、これくらいな点はそれほど問題ではないのではなからうか、もちろん現在では非常な不況であります。財界は非常な混乱に陥つてゐるようでもあります。しかしながらこういふ厚生年金のような何十年、まさに国民の百年の大計という場合におきまして、そう一朝一夕の好況、不況というところによつてこの問題が左右されるのは不合理ではなからうかと感じます。報酬比例があつたからといつて、必ずしも社会保障でないとは言えないという近藤教授の考え方に私も賛成申し上げるものでございますが、ただしかながら、もし現在負担力がなくて出せないとするならば、これをフ

ラットでやる方が、より妥当ではないか、こういう議論もまた一つのりくつだと思ひます。しかしこの問題のようには、労使の意見をもつばら中心にして、その配分関係という立場でものを判断いたしますと、私個人の意見としては、やはり若干の報酬比例を認め、これがこの際としては妥当ではないか、これもきつめて常識的な理論であります。それにいたしまして、今の一萬八千円、月千五百円という定額は困りものだと思います。少くともこれは最小限度二千円、これはほんとうに何と言つても二千円までは私は引上げていただかないと、かつこうがつかないのじやないかという見方を持つておられます。そうなれば生活保護法との云々という非難はかならずエツクされましようし、レベル・ダウンの非難もある程度避けられると存じます。さらにまたここで、これも先ほど近藤教授のお言葉にありましたように、通算関係の問題がございまして、すなわち公務員が持つておられます恩給、共済という関係、特に恩給という関係は、その人がどれだけ貢献を国家にしたら、政府にしかたかということを中心にしてものを考へておる制度でありまして、従つて社会保障とは全然別な観点でございまして、先だつてこの厚生委員会のお骨折によりまして解決されましたところの、例の引揚保護法の関係におきまして、私援護審査会の方に出ておられます、公務死の問題においてたび／＼苦勞したのであります。が、遺族の立場をいたしまして、国の命令で応召した本人が、いかなる状態で死のうと、遺族の立場はまったく同

じであります。しかしこれを恩給的な概念といたしますと、どうして死んだか、死んだ場所がどこか、病氣はどういう原因で起つたかといふようなことを深く追究しない、かつこうがつかないという建前になつておられます。そういう意味から、これは今や人事院の退職年金法も出ておられますので、今年政府も公務員の制度を全体の問題とからみ合せて再検討をされるやに何つておられますが、そういう際にお考へを願わなければならぬことは、恩給のもうえる普通の公務員といふものは、大体一〇%ないし一五%、それまでの人はやはり民間に出てしまふのであります。いんや、これが五十五才とかいふことになりまして、おそろく数パーセントしかさういふものの該当者はないでございましょう。さういふ人たちが、厚生年金に入りまして、またイロハから始める、両方とも宙ぶらりんなことになるという問題が当然起つて参ります。こういう通算関係につきますと、これも先ほど近藤教授の指摘された通りであります。何らかの措置が公務員関係の結論とともに出なければならぬかと思ふのであります。さういつた際にも、定額の、ある程度のものがございまして、この問題の解決は非常に容易にならうかと考へるのであります。

報酬比例につきましては事務量の問題があるものであります。この事務量の問題につきましては、政府当局におきまして大したことはないといわれております。大したことはないのかどうか、これは實際を調べてみないとわからなないのであります。少くとも給付費の一割も二割も事務費にかかるようでしたら、これはよほど再検討をする余地がありはしないか。あまりに経費が高くなることは問題であります。しかし政府の見方ではこれは大したことでないといふふうにおつしやつておられます。今のところそれを御信用申し上げる以外にないかと思ふのであります。

あと一言積立金等の関係だけ申し添へさせていただきます。今のうちに国庫負担がほしい、負担力がないという段階においては、この積立金を補正本位に充てることは、これはむしろ筋違ひじやないか。これを一番有利に使つてもらひまして、そのかわり有利な利益を全部労使に還元する、こういう方法こそ、給付内容を上げるゆゑんではなからうか。申すまでもなく、この積立金は一番長期に使へるものであります。資金運用部資金の中に入れて、五年以上の一番高い一五%でも十年でも使えるものであります。もしかりに五年といたしたならば、今の一般の経済市場におきましては、少くとも年九分は間違ひございせん。ところが他の短い資金とごつちやになりまして、その短い資金と同じ割合の利率しか厚生年金はもらつておらないのであります。そこで五分五厘というように率に下つてしまふ。あるいはこれを政府が別の見地から一本で運用することが必要であるといひまして、少くともその利益配当というか、運用の關係におきましては、これは切り離して一番長期の資金をもらつた以上は、一番長期のものの利益がこの厚生年金に還元されるということは、これは理の当然であり、またこういう線ならば、やろうと思へば、いつでも簡単に実現できる問題ではなからうかと思ひます。理想は、もちろん切り離すことにございます。しかし切り離さなくとも、形式的には資金運用部資金の中に入れておきまして、五年の金融債にまわしさえすれば、九分は完全に確保されまして、これによりましていろいろの給付内容の向上がはかり得られることは明瞭であります。なおこういう問題並びに給付措置の問題等につきまして、現在のような際には、政府が直接おやりになつても別に問題はないかと思ふのであります。その将来につきましては、社会保障制度審議会が勧告いたしましたように、私もその末席に連なつてゐるものであります。政府が直接やることはいいかどうか。由來政府の行政機関といふものは、監督の方は非常にお上手であります。やかまし過ぎるほどよく調べられますが、御自分でおやりになることはあまり上手でないやうであります。しかも御自分でやられまうと、どうも他の人間が非常いろと文句をつけるという機会が非常に少くなります。それがまたいろ／＼間違ひを起すものでございまして、少くとも将来におきましてはこれを別に機関化するといふ問題は、これは取上げていい問題ではなからうかと思ひます。

なお最後に一点、今まで出なかつたこの種の問題として、私の日ごろの持論であります。なるべく民間に手数料をかけないやうなことが望ましい。行政整理の音がよくて、そのために公務員の手切りが行われておられますが、それもけつ／＼かもしれませんが、それのために民間の手数がよけいにかかるようでは、これは国民経済的に意

險の方へ進展すべき性格を持つてゐる、そうした意味合いから、女子をこの被保険者から除くということは保険制度の根本方針にもとるわけでありま
す。もちろん女子の利益の点は無視は
できませんが、しかし今は掛金に何が
しかの利息をつけた程度にしておい
て、将来の国民年金保険への進展の礎
石として、こういうことは大局から考
えるべきだということで、最初はおれ
われ繊維業界も特に女子の利益を代表
した意見を数回にわたつて陳情いたし
たのであります。いろいろ他の委員、
労働者側の委員、あるいは清水先生、
近藤先生、その他の識者の御意見を
を聞きまして、われわれは大局からそ
れを譲つたのであります。脱退手当金
という考えも同じことであります、
ただ繊維業者の女子の利益を端的に主
張するならばやはり先生のおつしやる
通りを願ひたいのであります。国民
年金保険の本旨からそれは一時後見、

でございます。それと同調いたしたわけ
たしまして、
長谷川（保）委員 今の点であります
が、私どももこれが国民年金保険制度
にまで発展しなければならぬというこ

とは深く考えるのでありますが、それができましてから後ならば一応今回の改正案をのめるのでありますけれども、それができない。今日におきましても、女子が公平の原則からいへば、

著しく不公平な扱いを受けておる
ということになりますれば、国民年金
保険制度ができますまでは、この改正
案ではよくないのではないか。もつと

らぬのではない。ことに紡績関係では、大体平均の勤続年数が二年数箇月というところになっておるかもしれませぬが、もつと著しく低いものもある。もちろん婦人の教員諸君などにおいては長いものもありましようが、しかし数から申しますれば、女子の方が短かい。今の期間の問題でも、現行二年を六箇月にしたのはより不公平だ。それから今の脱退手当金の計算方式にいたしましても、単に自分のかけたものにわずかに三分の利がつくというふうなことで、愛ではないかと思うのであります。つまり国民年金保険制度ができから後ならば、一応この案は考えられます。これである程度よろしいと思ひます。しかしそれができておらない今日におきまして——しかもいつできるかわからぬ。われ／＼は強く主張いたしますけれども、政府当局は今のところそういう見込みはとうていないようでありまして、現内閣におきましては、絶対にそういう見込みはないわけでありまして、これは私どもが今の政府当局に何回その意向を聞きましても、全然その見込みはありません。そういう場合におきまして、このように女子に著しく不公平な扱いをいたすようなものではないかと思うのであります。この点重要な問題でありまして、重ねて御意見を承りたいと思ひます。

○渡多野公述人 お答えいたします。

まさに女子の利益を代表して申すならば、先生のおつしやる通りであります。これは裏話になるのでありますが、戦争中から終戦後にかけて、この点はつきり言いますと、実際には相当もらい

過ぎがあつて、女子が大分得をして、たというところも一つの考慮に入れますと同時に、もう一つは男子と女子との保険料率に等差をつけるべきだ、この点を主張したのであります。政府の御答弁は、今後五箇年ごとに保険料の算定については修正をして行く、その場合において男子の料率を上げる場合があるが、女子は上げなくて済むことができる、まあしばらくがまんしてくれ、ということでありました。こういうことで、女子の利益のために相当主張はいたしたのであります。全体のなにからいつて著しいなだと申されまうが、決してかけ損というふうなことはございせん。大局からいたしまして、これはまだ消極的ではあります。この程度で納得したような次第でございます。

○長谷川(保)委員 小西さんにお伺い

いたしたいのであります。御承知の今度の基本年金額の計算の特例であります。三千円未満の標準報酬月額があるときには、基本年金を計算する場合に三千円に引上げるという問題であります。御承知のように戦時中、戦争末期及び戦後のあのインフレのために通貨価値が著しく違ひまして、昭和十六年に現行法がつくられてまして昭和二十年かに一応の改正がありました。いづれにいたしまして昭和十六年、十七年から申しますと昭和十六年の間かけた保険料は、当時の給料に對しまして、たとへば千分の百二十四というふうな大きなものであります。従つて当時の賃金に比較いたしますと非常に大きなものをかけておるにかかわらず、今日それが結局全部三千円までにしか考えられないということ

では、これは物価指数と比べまして、労働者に対して非常に損害を与へるものと私は思ふのであります。当時の賃金の標準報酬というものを考えますと、今日の三千円というふうなことは絶対にない。これはおそろくどんなに下に引くつても、八千円くらいに見積らなければならぬと私は思ふ。それを三千円にされるということ、先ほどあなたの御意見を伺ひまして、その点はどうもはつきりしないようでありました。さらに船員保険と一つにしまして、標準報酬の最低を四千円までにすべきだというお話がありました。私は四千円はもうございせんが、四千円でもしこの基本年金額の計算の特例といたしましてこれを考えます場合は、非常に労働者が損をする。だからこれは具体的に物価指数、賃金指数等を科学的に計算いたしまして、少くともこれを八千円から一万円なりに引上げるべきだと思ふのであります。そうしなければ、労働者は不当な損害を負わねばならぬ。こういうものは国家が負ふべきものだ、労働者が負ふべきものでないかと思ふのであります。この点につきまして、今度基本年金額の計算の特例が三千円ということに改正になつていますが、これについてどうお考えになりますか。またどの程度を大体妥当だと思ふかになりますか。腰だめでもつけようでございますから、お伺ひいたしたい。

○小西公述人 ただいま長谷川先生から御質問のありましたように、三千円

から一万八千円というのは、昨年の十月十六日に総同盟、総評、中立、全部の労働者側委員が寄りまして、案出したものでございまして、これは、その当時

時考へましたのには、健康保険がやはり三千円から三万六千円ということになつてゐるので、一応三千円から三万六千円がいいのではないかと線を引出したわけではございますが、私個人なりに考えますと、やはり標準比例制とフラット額の旧内客から見まして、やはり船員法とのからみ合いというものを一応考えなければいけないということ、船員法が四千円から三万六千円というところになつておりますと、やはりそれと同調せざるを得ないのでないかというところ、また人員的にみましても、現在男子と女子と坑内夫を入れた五十二名、これは昨年の十月の統計であります。五百七十二名のうちの三万人でございまして、このうちの人数がたつたら、たとへばこれを四千円に引上げまして、われ／＼の負担増というものは一口に引上げて十五円でございますので、このくらい引上げできれば、船員法と同じように、三千円の打ちだめをやはり四千円まで持つて来るというふうな方式が正しいのではないかと、最近はそのように考えております。それは私一個人の考えでございますが、労働者といつたしましては、国民年金に肩がわりする場合に、その方が一番正しい線が出て来るのではないかと、このことを考えております。

それ第一点の昭和十七年からの問題でございますが、この問題につきま

しては、三千円といひますのは、昭和二十八年の十一月から初めて最低が三千円になつた。二十八年一月までは最低が二千円であつたということで、三千円という線は、一番最低の線とい

のは三万幾らであるというふうなところから、やはり全期間に通算する場合に、標準比例制のこの旧額については難点が出て来るので、四千円に持つて来ることにしたい。フラット額とか標準比例制とか二千円がいけない、三千円がいけないといふことでもなく、こういう正しい方式をもつてやる方が一番われ／＼は望ましい、こう考へておるわけでありまして。

○長谷川(保)委員 ちよつと私の質問

がございまして、今度の標準報酬の最低を四千円とするのは、これは労働者側は全体的に申しまして納得なさる、あるいはこれを希望なさる数字でございまいしょうか。それから基本年金額の計算の特例、これは別個の問題でございまして、これがからみましたのはいへん失礼いたしました。年金額の計算の特例につきましては、三千円という数字は著しく不当だと私は思ふのであります。つまり昭和二十七年からずっとかけておられました方々は、なるほど金額では少いものをおかたに違ひありませんし、標準報酬としましては三千円といつたに違ひありませんが、今三千円といつと、形の上では高いようでありまして、物価指数、賃金指数から見ますと、非常にこれはひどい数字だ。これを単に保険財政という金の面だけから、厚生省はこういうふうな数字をばじいて来られたかとも思ふのであります。が、実際問題として労働者の非常な損害だと思ふ。今質問がからみまして恐縮しましたが、第一点は、標準報酬の最低を四千円になさるということにつきまして

は、労働者側として皆さんが希望なさるお考えと何つてよろしいのかどうか。確かに保険料から申しますと、十五円まで四千円に上げる、それを希望されているのは、船員保険と同じに四千円まで持つて行くことだと思ひますが、今日この改正の考え方からすると、全賃金の期間を通算されるということになりまして、そうして平均標準報酬とされると、四千円と三千円では将来非常に大きな差が出て来る。この標準報酬の最低を四千円に置くという点は、あなたのお考えでは、大体全労働者が御希望なんですか。

それから基本年金額の計算の特例で、今まで入つておられた方の三千円未満を三千円に引上げるということは不当で、もつと上につけて行くべきではないか。それは最初からあるいは五年、七年と入つておられる方、インフレのひどい影響を受けた人は三千円の数字は不当だと考へると思ひますが、それについて率直な御意見を伺ひます。

○小西公述人 特例の三千円未満の問題は、できればわれ／＼も四千円に持つて行きたい。先ほど申し上げましたように、標準比例制とフラット額を加味する場合、標準比例制の額は大きくなるということになりますので、それについてはわれ／＼としては異議はありません。そういう方向で考へておりますが、まず当面の問題といたしましては、やはり先ほどから言われまして、フラット額一本でやるか、それとも標準比例制でやるかという問題がからみ合つておりますので、その点私たちがいたしましては、できれば先生方の御尽力によりまして四千円に引上げてもらふということにいたしたいと思います。われ／＼は皆さん方に感謝したいと考へております。

○長谷川(保)委員 基本年金額の問題はどうでしようか。

○小西公述人 過去の三千円未満を三千円に引上げていたのだというところでございませう。

○長谷川(保)委員 三千円を四千円に引上げてもらふというところは……

○小西公述人 それは昭和十七年、二十四年、二十八年十月までは二千円でございます。それを四千円に引上げてもらふということについては、標準比例制の問題を加味するために、ちよつとむずかしいのではないかと考へておりますが、先生方の御尽力で上げていただければ、われ／＼として感謝いたしますというところでございませう。

○長谷川(保)委員 近藤先生に学者としての立場から、基本年金額の計算の特例に関する問題はどうか考へてございませうか。

○近藤公述人 ただいまの問題は、二つやり方があると思ひます。過去インフレにならなかつた前の貨幣価値とそれ以後の貨幣価値に換算して計算するやり方、それから過去の方は切り捨ててしまつて、今お話のあつたように、それ以後のものを引延ばして、それで計算するやり方と、二つあると思ひます。これはどちらもちよつと問題があるものであります。たとえば過去のものをどういう数字で直すかという問題もございませうし、また過去の標準報酬全部のカードが残つていくかどうかということも私ちよつと疑問を持ちます。それからあとの部分だけで引延ばす。引延ばすということ

は、過去の報酬を正確に示すということになりませう。そこで折衷的に、先ほどの三千円とか四千円という案が出るのですが、三千円、四千円というところが現在の賃金の状況から申しますと、少しまだ低過ぎるようには思ひます。そういう問題がありますから、報酬比例をつけては、表面も、報酬比例をつけたかのようになつておるが、過去十年間の三千円という低いものがあるから、結局報酬比例にならないじやないか。だからこの際フラットをやつて、そういうことがはつきりした事態において報酬比例をつけた方がいいのじやないか。もしつけるならば、最終の五年なら五年のものをつかんでやるというやり方ではないか、今おつしやつたような事の解決ができないのじやないかというふうに考へるのでありますが、財源等の問題がありますので、さしあつたつてはフラットという結論が出ておるのであります。そのように御了承願ひたいと思ひます。

○長谷川(保)委員 小西さんにもう一つ伺ひたいのでありますが、これはほかの方からもお話がございまして、今の坑内夫とはほ同様な不健康業務について、どういふような業務をこれに入れるべきであるか。あるいは急にこういうことをお伺ひするのは御無理かと思ひますが、何と何という業務をこれに入れるべきであるか、こういうことの御意見がございしたら伺ひたい。

○小西公述人 ただいまの御質問につきまして、は、坑内夫と申しますとまず船員保険法とのにらみ合ひから申しまして漁船関係はやはりこういう特例がございませう。そうするならばやはり熱

○小西公述人 処理工と申しますか、鋳物もございませうが、製鐵関係、特にこの労働作業が一〇〇%以上労力を消耗するといふような熱処理工、それから労力を消耗するものに、リベット工というのもございませう。これは坑内が鉄砲を打つてやるものです。そのときのドリルの重さなどで相当の労力を消耗してあります。それで何と何ということになりますと、鉄鋼関係、精錬所というのにも関連がございませう。おもに熱処理工というそれだけを入れてやられた方が、ただいまのところは無難ではないかというところを労働者の立場から申し上げます。

○長谷川(保)委員 今井先生に伺ひたいのでありますが、今の積立金の運用の問題でございませう。非常に重大な問題だと私も考へておるのでございませうが、金融債というふうなお話も出ましたが、労働金庫の方は先生御専門のようでありませうが、これと労働金庫と結ぶということとは非常に意義があるのではないかと私は思ふ。この具体的な方法は金融債で行く方がいいのでしやうか。そのほかの適当な方法がありませうか。あるいは積立金のいろ／＼な運用につきまして、こういうように運用したら安全でかつ相当高利なわりになるというふうな何かお考へがございませうか。その他積立金の運用につきまして、お考へになつておることが平素いふ／＼おありだろつと思ひますが、お教へをいただきたいのであります。

○今井公述人 あまり掘り下げたまで検討はいたしてございませうが、労働金庫との関係は、おつしやる通り厚生年金積立金には非常にふさわしい用途と考へます。しかし現在の労働金庫法

におきましては債券発行の力がございませうから、直接労働金庫の債券を運用部が引受けるというふうな方式はとれませう。しかしそれは預託金等の形式によりまして、やろつと思へばやれる方法はもちろんございませう。そうなりますと期間が短かいというふうな問題が起るのであります。その点は運用で解決し得ると思ひます。理想はちろん厚生年金の積立金を別に立てるという考へ方だろつと思ふのでありますけれども、もしも特に労使の御意見が、自分たちの利益に福利的に還元することが重点であつて、金利は安くよろしい、こついつた御意見なら私はまた考へは別になつて思ひますけれども、住宅だとか病院だとか福利施設になりましたら、四分や五分でもなかなかそろばんがとれないのであります。やはり一番考へられるのは、負担を安くするため、給付をよくするためにうんとかせぐということであるならば、資金運用部にそのまま置いておきましても、金融債によつて八分五厘の利まわりが来るという道が残されておりました、さらにちよつと申し上げますと、貸付先を探しますならば九分五厘にも上げられよう。但し運用部の建前として、直接運用部からある事業に投資する道は慎まされておられますから、結局金融債を通じて、金融機関がさらに産業資金として、現在の情勢下で国家的に一番重要な道の方に融資されて行く。その限りにおきまして産業資金に使われましても、その産業資金がさらに雇用の数をふやすような用途に使われましますならば、これがいわゆる首切り本位に使われるようでは困ります。が、雇用の機会を多くするような道に

使われずならば、労働者側として大いに歓迎してしるべきであらうと考えております。

○長谷川(保)委員 近藤先生に伺いたのですが、年金給付を物価にスライドさせてやるようにというお話もございましたが、これは具体的に申しますと、やはり五年間なら五年に期限を切つて計算を直す。もちろん臨時時にはなほだしく物価の変動のあつたときは臨時に処置するということでしょうが、今度の法律もいさゝな保険料の計算などを、一番長くても五年に一回やるというようなことが書いてあるようにありますが、やはり具体的に申しますと、そういうような行き方ではないことになりましようか。あるいはまた別の方法がありましようか。

○近藤公述人 スライドさせるという問題につきましては、やはり一般的なスライドの場合は、五年なら五年と期間を区切りまして、給付金額を国会でかえるという方法しかないと思ひます。しかしこれは今度の法案の場合には、保険料の計算についてはそういうことがあつたつておりますが、年金額の方にはそういうことがあつたつてありません。臨時に非常なインフレというやうなことがあつた場合には、これはやはり一、二年でも適正な措置をおとりにする必要があると思ひます。その財源等につきましては、結局積立金等の問題に関係を持つて来るわけなのでございまして、最初からスライド制を前提にして給付金額をきめておく、たとえば物価が二割以上上つたときは自動的に年金額も二割上るのだというきめ方もあり得ると思ひます。これはすべて積立金をどうしてつくる

かという問題にからまして考えなければなりませんので、本来のスライドを法的にやると申しますれば、今申しますように、二割以上物価が上つたときには年金額もその割合に応じて上げるというふうな最初からきめておくやり方これが一番合理的じゃないかと思ひます。

○山口(シ)委員 大体長谷川委員によつて質問されたやうでございしますが、一点、この改正によりまして老齢年金における特別措置廃止の件がございします。且具体的に申し上げますと、継続した十五年間に抗内夫である期間十二年以上の者に對する特別措置廃止に關する改正であります。この部分に對する各公述人の方々の御意見を承りたいと存じますが、いかがでございませうか。もし何でしたら近藤先生あたりから御意見を承らしていただきたい。

○小西公述人 ただいまの特別の処置の問題でございしますが、それは先ほど私が申し上げました抗内夫の問題でございします。抗内夫は十一月七箇月で効力を発するが、それを今度は取下げるといふことなす。だから十五年にならぬといふお前たちは効力を発しないぞといふことにして、特別期間の、昭和十七年にでまされた三分の四がなくなるというものであります。私はそれに対しては反対でありますといふことを最初に申し上げました。

○山口(シ)委員 私それを聞いております。近藤先生、それに対する御意見をひとつ……。

○近藤公述人 今おつしやつた問題は、こまかい点はちよつとわかりかねますが、これは既得権と期待権の問題だと思ひます。それで既得権は認めて

おりますし、これまでにすでにそういう法の適用のあつた期待権も認めて行く建前になつておりますので、既得権と期待権が認められておつたならば一応いいじやないか。しかし制度そのものとして考えます場合には、別の考え方が出て参ると思ひますが、今までのものを前提にして考えたら、それでいいじやないかと考えております。

○小西公述人 ただいまの近藤先生の言われるのは、既得権は認めておる、だけれどもそれは今度の新法ができるまでのものでございします。それ以後に抗内夫であつて、十一月七箇月で効力を発しておつた者、新たに二十九年に入つて来る人にはそういう特例を設けないといふことであります。つまり二十九年までは効力を発する、既得権は認める。そのあとは既得権がないわけです。

○山口(シ)委員 わかりました。

○滝井委員 波多野さんにお尋ねしますが、波多野さんの公述の中で、女子は強制加入ではなくして、勤務年限等も短かいのであるから、任意加入にすべきであるという主張をされたのであつたけれども、年金の社会性にかんがみ、そういう近視眼的な主張をすべきでないという立場に立つて、それを撤回されたという御発言があつたわけなのです。ところが一方今井さんの御発言の中で、今度の改正にあつて、労使双方が一致したところは、ともに国庫負担を増加しようといふ点と保険料の引上げは反対だ、それ以外は多く意見の相違を来しておつた、こういうことであつた。同時に経営者側の立場を考へてみると、自分の社員の一時退職金、あるいは退職手当金というものに

ついては優遇をして行きたい。しかし社会連帯に立つ厚生年金等の保険についてはごめんだ、こういう立場なのであります。私は厚生年金にしても、日本の社会保険の問題にしても、この問題が根本の問題だと思ふ。個別的な資本の自己内部の温存については熱心になるが、それが総資本の立場に立つた場合にはきわめてその立場がぼけて来る。このことなのです。たとえば現在日経連あたりで社会保険の一元化を主張されておるわけなのです。ところが現実にはわれわれが健康保険を政府管掌の分と組合管掌の分を一本にしようといふことを考える場合には、資本力の強い、いわゆる組合の保険制度を持つておる有力なものは、いわば退職金の面においては多くは退職金を出している、資本力も強いわけですから、そういうところからむしろ保険の一本化の反対が、内部から起つて来る。そういう非常に矛盾した立場が現在出て来ておるのであります。ところが一方において社会保険を一本化しようというスローガンを出して来ている。これは非常に矛盾をした立場だと思ふのであります。最前、波多野さんは日経連の理事と言われましたが、われわれは資本の立場においてこれはどうしてもお聞きしなければならぬことだと思ふ。最前のあなたの主張は、女子の任意加入の立場に對しては、非常に大乗的な立場に立たれたと思ふのですが、そういう立場から何か日経連内で意見の調整でもされて、日経連内でそういう問題を推進しようという御意見があるのか、そういう点が私は一番焦点の問題だと思ひますので、御意見を伺いたい。

○波多野公述人 先日経連の理事でありまして、ここに参りましたのはもちろん日経連の立場を考へて来ておりますが、個人の意見も申し述べておるのであります。先ほど今井先生から、どうも経営者は退職手当制度については、自分の企業内のものには相当考へるが、社会保障の考へ方が薄いといふやうなこともおつしやつたのであります。しかしわれわれはそれは考へないものであります。そうしたやうな考へ方であるならば、もちろん今のフラット制一本などということは言わないのであります。大いに報酬比例制を言いたいのであります。その辺の考へ方は、経営者なり日経連が、全体の社会保障の問題に非常に冷淡であるとかいふお考へをもしお持ちであるならば、日経連のためにもぜひ弁護しておきたいと思ふのです。今の問題で、自社の従業員だけの福祉を考へるならば、今の報酬比例制を強く主張すべきだと思ふ。そういう面から申しまして、そういうやうな誤解がございしたならば、ぜひ払拭をお願いしたいと思います。

○滝井委員 もう一点今井先生にお尋ねしたいのですが、中小企業は負担力が弱いし、ペーが低いのでから大して問題ないだらうという意味の御発言があつたと思ふのですが、現在五人以下の従業員のおる事業場には厚生年金の適用がないことになると、厚生大臣の御説明では百三十万箇所、三百三十万人くらいおるのだ、こういうことだつたのです。こういう中小企業の層というものは、現在の日本の社会保険の制度を、社会保障制度の恩恵を一番受けていない層だと思ふのです。現在都市におけ

が取消されてしまふわけです。子供が、一人十六才以上になりますと、もうその人は遺族としては認めないということになる。そういうことからそこに非常に矛盾が出て来るわけです。その点につきましてもわれ／＼としては相当追究したわけです。もう一点は、一番最初言いますと、年齢をやはり現行制度といふこととでつれ／＼は三長

りました。五十才で主張して参りましたから、原案から五十才づつ引いてもらわなければならぬ。遺族年金の場合でも全部そういう考え方でわれ／＼は審議して参りましたので、五十才、四十五才、四十才、三十五才それから三十才というぐあいに、各パーセンテージをつけてまして、五十才を一〇〇％とする場合は、四十五才は七〇％、それからだん／＼／＼五才づつ下げて支給するの

んだわけでごさいます、それは短期給付の問題であつて、長期給付の問題も若干問題があるのではないかと、いろいろなことで、これが否決になつたやうな形でありますけれども、われ／＼といたしましてはやはりこの社会情勢を見ますと、ちよつと口が悪いようでもあります、現在問題になつております女の貞操問題、こういう問題も、年が若いからといつて、やはり普通のバ

に行くんじやないかというようなこと
で、寡婦になつた場合に、これを一人
おつぽり出すわけには行かぬのですか
ら、なるたけならばそれを救い上げて
行こうじやないかということで、審議
いたしました結果が、先ほど申し上げ
たようなことになつたわけでありま
す。

第二点の問題は、これは先ほども申し上げましたように、身体障害法というものを現行制度で押えるものだと考えたわけです。その場合に、現行制度であるという考えから、一級、二級、三級の場合の三級は、手当金の中から、胸部疾患、機能障害を生じたものに限つてこれを引上げて行く。上から引下げて来るのじゃなくて、下の手当金のものを三級に持つて行つて操作をするのだという考え方でわれ／＼は審議して来たわけです。その結果現われて来たのが、身体障害の等級を下げた来たということによつて現在の二級の人が三級に下つたので、これに對しては問題があるぞ、その身体障害のものをわれ／＼審議に諮問しておれば問題ありません。これは審議しておりましたということ、先ほど申し上げた通りでございます。そのためにこういう矛盾が出て来たということでございます。二級の人が三級に下つたら障害年金はもらえないということにはつきりしております。そういうことになりましたと、今杉山先生がおつしやられましたように、三級のもので六〇%の障害で交付しているわけです。ほかの恩給法とか国家公務員法は、併給しております関係上、やはりこれはわれ／＼としては百パーセントもりたいというのを考えております。それで老齢年金がもしも今までよりも下まわつたものであれば、やはりわれ／＼としては老齢年金を同額にしるという線を出して来た。これも審議の過程の記録の中にも残っております。

○長谷川(保)委員 今井先生にお伺いしたいのですが、例の共済組合の方はた

いへん積立金を御自分たちで上手に運営していらつしやるようです。先生は大蔵省の給与局長をしていらつしやつたから上手に持つていらつしたのではないかと思います。どういふことでそういうことになりましたか、その経緯を承りたいと思います。

○今井公述人 これは決して私のせいではございません。御承知かもしれませんが、日本の社会保障制度らしいもの、一番嚆矢と申してよろしい国鉄の共済組合、すなわち日本の私設鉄道が国有化したしました明治四十年に国鉄に共済組合が勅令でできたのであります。これが健康保険と今の厚生年金の要するにトップを切つたわけであり

ます。その際にこういふ制度が国鉄の中で行われまして、引續いて陸海軍工廠にでき、さらに通信に及び警察に及びというふうなことで、私のたゞいま関係しております非現業のごときは、わずか五年足らず前にできたのであります。そのころすでにさういつたやり方がずつと続きまして、一部は政府の御指示に従つて、国債等へ投資すると同時に、一部はまた職員の直接の福利厚生施設に使うといつたことで治率的にずつと行われておつたのであります。それが戦争時代までは共済組合そのものの制度は、いわば国であるのがあるいは職員側であるのかわからない状態でありまして、悪く申せば政府の給与政策の一環として政府随意の意思でいろいろなことに使つたやうな形跡も伺われるのであります。戦後昭和二十三年の七月にこれをこしらへました男

が、その際に勅令を全部廃止しまして、各共済組合の給付内容が非常に区々でありますのを一本にまとめました。そしてその際に従来からの沿革もあり、急に整理もできないといふふうなことで、またそれは實際上別に弊害も起しておらないといふことから、そのままになつて来ております。そのかわりそれ以後のさういつたものに対する監督は一層嚴重になりましたと同時に、さらにある程度民主的に運用いたしますために審議会のようなものも若干できました。そして中間的な性格に共済組合の性格を置いたといふ沿革になつております。

○長谷川(保)委員 運営の機関はどういう組織になつておりますか。

○今井公述人 運営の機関、管理者は法律上認められておるのであります。ですから健康保険で申せば、健康保険組合の理事会というふうなものです。さういつた式のものが必要するに法律上

ございまして、その管理者がやつておるわけでございます。

○長谷川(保)委員 運営の機関というものは法律になつておりますか。

○今井公述人 きまつております。要するに自分の資産でありますから、共済組合固有の資産でありますから、これは特別の規定で、どつかに入れるといふことにならない限り、むしろ自分で運用するのが建前でございます。その意味から特にお前のところは自分で運用してよろしいという規定があるわけではございません。よそへ入れるという規定がございませんから、自分で運営しておるわけです。

○長谷川(保)委員 加給金を受けます子供の年齢の制限が十六才ということ

になつております。これは実に問題だと思ふのです。恩給は二十才であつたと思ふ。共済組合の方は十八才でしたか、これについてはどなたからもこまかい問題として公述がなかつたかと思ひますが、近藤先生はどういふふうにお考えになりますか。

○近藤公述人 この点は今の制度が十六の扱いと十八の扱いと両方ございまして、非常にこんがらがつておりますので、さしあたり十六才というのでいいのではないかとこの氣持でおります。しかし学校に行つておるものにつ

きましては、当然在学中は引延ばさなければならぬ。そうでないものにつ

きましては、一応十六才でいいのではないかとこの氣がいたします。

○長谷川(保)委員 波多野さんの方はどういふふうにお考えになつておりますか。

○波多野公述人 近藤先生と同感でございます。

○長谷川(保)委員 小西さんの方はどうお考えでございますか。

○小西公述人 私の方ではあくまで十八才に引上げたいという考えを持つております。と申しますのは、生活保護法は十八才であります。十六才でなければいけないというのは厚生年金一つであります。あとは国家公務員、共済組合などみな十八才であります。さういふ関係から将来社会保障を一本にするのだという精神であるならば、この際十八才に引上げるべきだといふ考えを持つております。

○青柳委員代理 他に御発言はございせんか——他に御発言がないよう

でありますので、これにて厚生年金保険法案に対する公聴会を終るのであります。

ます、この際委員会を代表して公述人の方々に一言ごあいさつを申し上げ

ます。本日御多用中にもかかわらず、長時間にわたりまして御出席いただき、しかも貴重な御意見を終始御熱心にお述べいただきまして、当委員会といたしまして、本案の審査に資する

ところ大なるものがあつたことを衷心より感謝するものであります。厚く、深くお礼を申し上げ、簡単ながらごあいさつにかえる次第でございます。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十分散会

昭和二十九年四月十五日印刷

昭和二十九年四月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局